

月刊

日本行政

no.628
2025
march

3

Top
Message

令和6年度事業を振り返って



瀬戸大橋（岡山県）

◆ Leadership

- ・大規模災害発生時の復旧・復興支援に尽力する

一般倫理研修の受講が全会員に義務化されました！
詳細はお知らせ記事を御確認ください。

◆ Special Report

- ・盛土規制法について
- ・外国人との共生社会に向けた新たな情報発信
- ・一級建築士から見た国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」について

◆ Topics

- ・理事会の開催報告
- ・令和7年新年賀詞交歓会の開催報告



日本行政書士会連合会

常住
豊

日本行政書士会連合会会長

令和6年度事業を振り返って

早いもので、私が日本行政書士会連合会の会長に就任して3期6年目の春を迎えました。令和という新たな時代の始まりとともに、本会の会長として「“そうだ、行政書士に相談しよう！”という気運を高めよう！」という活動理念の下、歩みを進めてまいりました。振り返ってみますと、国内では、地震や豪雨などの大規模な自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるパンデミックが発生しました。一方、国外では、国家間の戦争や内戦などの紛争が発生するなど、先が見通しづらい不安定な社会情勢の中で、難しい舵取りを迫られ続けた6年間であったように思います。そのような中においても、常に積極的に、いかに行政書士が国民の皆様のお役に立てるか、行政書士に今何ができるかということを考えてまいりました。その6年間の集大成として取り組んだ令和6年度の主な事業の結果と現状について、以下のとおり御報告いたします。

全国担当者会議の開催

令和6年度は、コロナ禍を経て定着したオンラインでの開催に加え、会場参加も併用したハイブリッド開催により「全国監察担当者会議」、「封印取付け全国担当者会議」、「社労税務・生活衛生部門全国担当者会議」、「全国空き家対策担当者会議」、「全

国広報担当者会議」、「全国建設業担当者会議」を開催しました。各会議では、本会からの最新情報の提供や各事業及び取組への協力依頼、単位会間での意見交換や事例発表などが行われ、各分野における行政書士業務に関して、本会と単位会との間、また単位会相互間における情報の共有が図られました。

会議参加者からは、他の単位会の参加者と情報共有することができて、今後、お互いに相談し合える関係を構築できたことや、地域差を知ることができて非常に参考になったとの感想をいただきました。各単位会担当者の皆様の御協力により、いずれも大変有意義な会議を開催することができました。改めて感謝申し上げます。令和7年度も同様の会議の開催を計画したいと思っておりますので、引き続き皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

能登半島地震・奥能登豪雨への対応について

令和6年1月1日に発災した能登半島地震によって甚大な被害を受けた被災地域において、9月21日には奥能登豪雨が発生し、更に被害を深刻化させました。これを受け、本会は、被災地の単位会を中心に、全国の単位会や関係省庁と協力して、合同相談会の開催や家屋等の公費解体・撤去に係る手続の支援など、

行政書士ならではの復旧・復興に向けた支援活動を展開しました。

また、能登半島地震に係る被災者支援の一環として、令和6年8月1日から開始した無料電話相談については、奥能登豪雨の被災者に対象を広げ、令和6年度末まで継続しています。

会員の皆様及び単位会の御協力を得て、能登半島地震の対応に充てるために実施した支援金及び義援金の募集につきましては、令和6年2月1日から同年12月27日までの間に、合計13,581,831円の御寄附をいただきました。寄附金の詳細・用途等については、本誌38ページに報告を掲載していますので、併せて御覧ください。改めて皆様の温かい御支援と御協力に心から感謝申し上げます。

内閣府との災害連携協定の締結

能登半島地震・奥能登豪雨への対応のように、本会は大規模災害が発生した際の被災者や自治体への支援活動に力を入れてまいりましたが、その継続した取組が国や自治体等にも広く認められ、令和6年9月25日、本会は内閣府と「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」の締結に至りました。

この連携協定の締結を契機として、全国的な支援体制の構築を図るため、令和7年1月16日の理事会で「大規模災害等の対策に関する規則」の一部改正を行い、被災自治体の復興支援活動を行うために派遣する単位会の会員である「災害復興支援員」（現在募集中の「災害復興支援ボランティア」を改組する予定）の管理や研修、派遣に関する業務等を所管する「災害復興支援員派遣部」と「現地連絡事務所」を新設しました。

これらの取組により、大規模災害の発生時には、これまで以上に被災自治体を支援するとともに、被災者の支援活動を主目的とした単位会と自治体との連携協定の運営を後押しし、被災者の迅速かつ円滑な支援に資するとともに、相互に連携した被災地の早期の復旧・復興に寄与できるものと確信しています。

大韓行政士会との相互交流に関する協定の締結

我が国の行政書士制度と類似した行政士制度を有する大韓民国（以下「韓国」という。）は、デジタル先進国でもあります。本会は令和6年3月20日に韓国の大韓行政士会及び関係政府機関を訪問し、行政士制度の調査・研究及び行政手続のデジタル化の調査・研究を行いました。この訪問によって、非常に有益な最新かつ高度な情報を得ることができ、後述するデジタル庁との協議等に反映させることができました。

令和6年度も韓国を訪問し、調査及び研究を行う事業を計画していたところ、大韓行政士会から相互交流に関する協定の締結について提案がありました。今後大韓行政士会と相互に交流を図り、両国の行政書士制度及び行政士制度の発展に努めていくことは、両国民の権利利益の実現に資することはもとより、我が国

におけるデジタル社会に機能する行政書士制度の確立の大きな一助となるとの考えの下、令和7年2月19日に現地を訪問し、「日本行政書士会連合会と大韓行政士会の相互交流に関する協定」を締結しました。なお、この協定の締結式は、外務省から「日韓国交正常化60周年記念事業」として認定されました。これらの詳細な報告は、おって本誌に掲載いたします。

デジタル社会への対応

令和5年9月25日に本会とデジタル庁の間で締結した連携協定に基づき、令和6年度も本会の喫緊の課題である「デジタル社会に機能する行政書士制度の確立」に向けて、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現のために、行政書士がデジタル社会において国民と行政の懸け橋としての役割を果たすための各種取組を推進してまいりました。

具体的には、補助金の電子申請化率の向上のための施策として、事業者が行う補助金申請の代理申請を行政書士がスムーズに行えるようにするために、デジタル庁と令和6年度で約30回に及ぶ打合せを行い、補助金申請のポータルサイトであるJグランツ(jGrants)の改修に関して要望等を行い、代理申請機能の実装が実現しました。これに関連してデジタル庁の協力の下、電子申請に必要な事業者のGビズID(gBizID)の取得手続を含む各単位会向けの電子申請の体験会・講習会を実施しました。さらに、大規模災害発生時の被災者支援として行っている罹災証明書の発行申請の支援を、マイナポータルで行政書士が代理申請できるようデジタル庁と協議を開始しました。

また、デジタル社会に対応するための本会の改革面では、長年の課題であった本誌のデジタル化に取り組んだほか、令和6年3月4日に会員管理システムをリニューアルし、同年10月7日からは単位会における利用を含む部分的な稼働を開始しました。会員による登録手続のオンライン化など、今後更なる利便性の向上を目指すほか、マイナポータル上で行政書士の資格証明が行えるよう、国の国家資格等情報連携・活用システムとの資格情報の連携に向けた対応を図ってまいります。

行政書士法の改正への取組

デジタル社会において機能する行政書士制度を確立し、行政書士が国民の皆様の権利利益の実現に寄与するためには、行政書士法の改正が不可欠です。申請から事後救済手続までを一貫して行政書士がフォローできるようにするための行政書士法の改正について、総務省の御理解と御協力を得て、各党議員連盟・懇話会に御説明し、御理解を賜りました。現在開会中の第217回国会（常会）において成立するよう全身全霊をかけて取り組んでまいります。

令和6年度の主な事業の結果と現状は、以上のとおりです。来る令和7年度においても、本会は行政書士制度の更なる発展に向けた事業を計画し、実行してまいります。今後も引き続き、皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

3

日本行政

MONTHLY No.628 MARCH. 2025

Contents

Top Message	令和6年度事業を振り返って 1
Leadership	大規模災害発生時の復旧・復興支援に尽力する 4
Special Report	盛土規制法について 5 外国人との共生社会に向けた新たな情報発信 10 一級建築士から見た国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」について 18
Topics	理事会の開催報告 22 令和7年新年賀詞交歓会の開催報告 24
Information	一般倫理研修受講について 27 ＜オンラインセミナー＞建設業セミナー2025 開催のお知らせ 28 令和7年度 行政書士申請取次関係研修会 (VOD方式) の御案内 29 令和7年度 特定行政書士法定研修 募集要項 30 特定行政書士ブラッシュアップ研修の御案内 34 令和7年度専修大学大学院司法研修開講の御案内 35 令和6年能登半島地震に係る支援金及び義援金について 38 令和6年度調停スキルに関する研修 in愛知 開催報告 38 「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に係るお知らせ 39 ■ Pick UP!単位会 41 ■ ADR推進本部から 43 ■ 中央研修所通信3月号 45 ■ 公証人に聞く!教えてミネルヴァくん 47 ■ 秋桜日記 ～特定行政書士への誘い～ 49 ■ 日行連の主な動き(1月) 51 ■ コスモスInformation 55 ■ 全行団ニュース 59 ■ 会員の動き／広報部員のひとり言／ 65 御協力をお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～



令和6年能登半島地震・能登半島豪雨に係る被災者支援のための無料電話相談

- 電話番号：0120-346-092
- 開設期間：令和6年8月1日(木)～
令和7年3月31日(月)(平日のみ)
- 受付時間：午前10時から午後4時まで
- 業務実績のある行政書士につながります

行政書士制度の
発展のために

大規模災害発生時の 復旧・復興支援に尽力する

専務理事 田後 隆二



昨年は元日の能登半島地震や翌日の航空機事故など、災いとともに始まった1年でした。その後も、各地で豪雨災害等が発生し、南海トラフ地震臨時情報の発表もあったことから、日本漢字能力検定協会が募集し、京都清水寺で書き上げられる昨年一年間の世相を表す漢字一文字は、「金（キン・カネ）」でしたが、2位に「災」、4位には「震」が入ったとのこと。現在、国民の災害に対する警戒感がこれまで以上に高まっており、行政手続の専門家たる行政書士には、国・自治体の災害時復興支援策に積極的に協力することが求められています。

能登半島地震発生直後の1月7日には、松本剛明総務大臣（当時）から常住日行連会長の携帯電話に直接連絡が入り、「災害時に一番役立つのは行政書士だ。被災地・被災者支援に協力して欲しい」旨の要請があったと聞きます。兵庫県に拠点を置く松本大臣には、今年で30年の節目を迎えた阪神・淡路大震災の際、復旧・復興支援活動に強い使命感を持って参画した行政書士の記憶が残っていたのかもしれない。

昨年9月25日には、内閣府と日行連との間で、被災地域における行政機能を行政書士が補助することを目的として、「大規模災害時の被災自治体への支援に関する協定」が締結されました。これを受けて、大規模災害発生時には、全国の単位会と連携して迅速に「災害復興支援員（昨年6月から募集している「災害復興支援ボランティア」を「災害復興支援員」に改組する予定）」を被災自治体に派遣できる体制を整備する必要があります。

行政書士はこれまで、市町村長に対する罹災証明書の交付申請などを被災者側に立って支援してきましたが、「災害復興支援員」は、迅速な被災者支援を実現するため、被災自治体の職員とともに、災害時に発生する行政事務を円滑に遂行できるよう支援するものです。日頃から災害時における行政事務をよく理解しておき、いざ災害が発生した際には、迅速に被災自治体に赴くことができる要員を全会員数の5%ほど確保する計画です。

今日明日にでも国内で大規模災害が発生する可能性は否定できず、一日も早く「災害復興支援員」の養成・確保を実現するとともに、なりわい再建支援補助金などの事業者向け支援策についても整理・研究することは日行連の責務です。また、行政手続のオンライン化・デジタル化が本格的に進みつつある中、被災地への交通経路が寸断され、被災地支援が困難を極めた能登半島地震の教訓から、災害対策のDX化も一層進むものと思われます。被災自治体、被災者、被災事業者に対するデジタル支援スキルを磨き、デジタル社会における行政手続の専門家として、どれだけ社会的使命を果たすことができるかが課題となっています。

また、これまでの被災者支援の実例から学び、被災者からの申請や要請を待つだけでなく、行政側から手を差し伸べていく、いわゆるアウトリーチ型支援の重要性が認識されるようになっていきます。昨年10月29日には、第1回災害ケースマネジメント全国協議会が内閣府主導で開催され、日行連を含む14団体（全国社会福祉協議会、日本介護支援専門員協会、日本社会福祉士会、日本相談支援専門員協会、全国保健師長会、日本医師会、日本看護協会、日本公衆衛生協会、日本赤十字社、日本建築士会連合会、日本司法書士会連合会、日本弁護士連合会、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）の代表が一堂に会しました。今後も、顔の見える関係性を構築し、関係団体間で知見の共有を図り、それぞれの役割について理解を深めていくこととなります。

近時頻発する大規模災害に対する復旧・復興支援活動は、行政書士の本来業務と重なる部分が多くあり、これまでと同様に、また更に一歩進んで力を尽くす覚悟を決めなければならないでしょう。

盛土規制法について

国土交通省都市局都市安全課

1. はじめに

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴い発生した大規模な土石流災害により、死者28名、住宅被害98棟などの甚大な被害が生じました。このほか全国各地で人為的に行われた違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が確認されており、盛土に伴う災害の防止は喫緊の課題となっていました。

それまでの盛土等に関する制度としては、例えば、宅地の安全確保については宅地造成等規制法、森林

機能の確保については森林法、農地の保全については農地法など、それぞれの法目的のための規制を行っていましたが、各法律の目的が異なることから、盛土等による災害から生命・身体を守るという観点での規制が必ずしも十分でないエリアが存在していました。

そこで、盛土等（以下盛土、切土又は一時的な土石の堆積の総称）による災害から国民の生命・身体を守るため、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称、盛土規制法）が、令和5年5月26日に施行されました（本法は宅地造成等規制法を

宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)

【公布：R4.5.27 / 施行：R5.5.26】

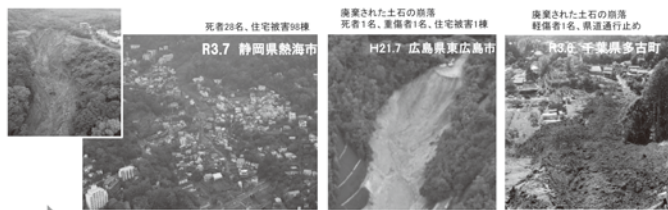
背景・必要性

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ 甚大な人的・物的被害(令和3年7月)
- 盛土の総点検において、全国で約3.6万箇所を目視等により点検(令和4年3月)

制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在
(一部の地方公共団体では条例を制定して対応)



危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要
※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称「盛土規制法」 ※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応。

1. スキマのない規制

- 規制区域 ◆ 都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定

⇒市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
・市街地や集落等からは離れているもの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定

- 規制対象 ◆ 規制区域内で行われる盛土等を 都道府県知事等の許可の対象に

※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

2. 盛土等の安全性の確保

- 許可基準 ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定

- 中間検査完了検査 ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施

3. 責任の所在の明確化

- 管理責任 ◆ 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化

- 監督処分 ◆ 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令

4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則 ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化

※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

図1 盛土規制法の概要

抜本的に改正)。なお、本法は、国土交通省と農林水産省の共管法であり、法目的を達成するために両省が緊密に連携することとしています。

2. 盛土規制法の概要

本法には、以下の四つの特徴があります(図1)。

(1) スキマのない規制

1点目の特徴は、盛土等に対する「スキマのない規制」です。都道府県知事等(都道府県知事、政令市、中核市の長)は、管内の地形、地質の状況や土地利用の状況等を調査した上で、盛土等により人家等に被害を及ぼし得るエリアを、規制区域として指定します。

本法による規制区域は2種類あり、一つは「宅地造成等工事規制区域」です。この区域は、市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林、農地を含めて広く指定するものです。もう一つは、「特定盛土等規制区域」です。この区域は、市街地や集落等から離れているものの、地形等の条件から、人家等に被害を及ぼし得るエリアを指定するものです。これらの規制区域の指定に当たって、都道府県知事等は盛土等に伴う災害が発生するリスクのあるエリアは、できる限り広く規制区域に指定することが重要となります(図2)。

規制区域内では、宅地造成等の際に行われる盛土・切土だけではなく、単なる土捨て行為や一定期間後に除却される土石の堆積についても、都道府県知事等の許可・届出の対象となります。許可が必要となる盛土等の規模は図3に示すとおりですが、特定盛土等規制区域においては、都道府県等の条例により、許可が必要となる規模が異なる場合があるため各都道府県等に御確認ください。

許可を受けた盛土等については、都道府県知事等が土地の所在地等を公表するとともに、工事主

に現場での標識掲示を義務付けることで、無許可盛土等の防止を図っています。

なお、本法においては、道路や公園等の公共施設の用に供される土地における盛土等を規制対象外としています。また、規制対象であっても、盛土等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものについては、本法の許可が不要となります。具体的には図4を御確認ください。

また、盛土規制法の許可が必要な盛土等が、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項に基づく開発許可も必要となる場合、開発許可を受けることで盛土規制法の許可を受けたものとみなされる特例を規定していますが、このみなし許可の場合であっても、盛土規制法に基づく現場での標識掲示や後述する定期報告・中間検査は必要となることに留意が必要です。

(2) 盛土等の安全性の確保

2点目の特徴は、「盛土等の安全性の確保」のために、必要な基準を設定していることです。擁壁や排水施設の設置、地盤の締め固めなど、盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて災害防止のために必要な技術的基準を設定し、この基準に従って都道府県知事等が盛土等の許可を行うこととなります。

また、許可に当たっては、工事主の資力・信用及び工事施行者の能力を審査するとともに、申請前に、土地の権利(所有権、地上権等)を有する者の全員同意及び周辺住民への事前周知(説明会の開催等)を要件としています。

併せて、技術的基準に沿って安全対策が行われているかを確認するため、規模の大きい工事については、3か月ごとに施工状況の定期報告を求めるほか、施工中の中間検査、工事完了時の完了検査を実施することとしています。手続の流れについては、図5を参照してください。

なお、地域の実情に応じ、都道府県等の条例により技術的基準を強化できるほか、定期報告の類

宅地造成等工事規制区域
市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域
市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定

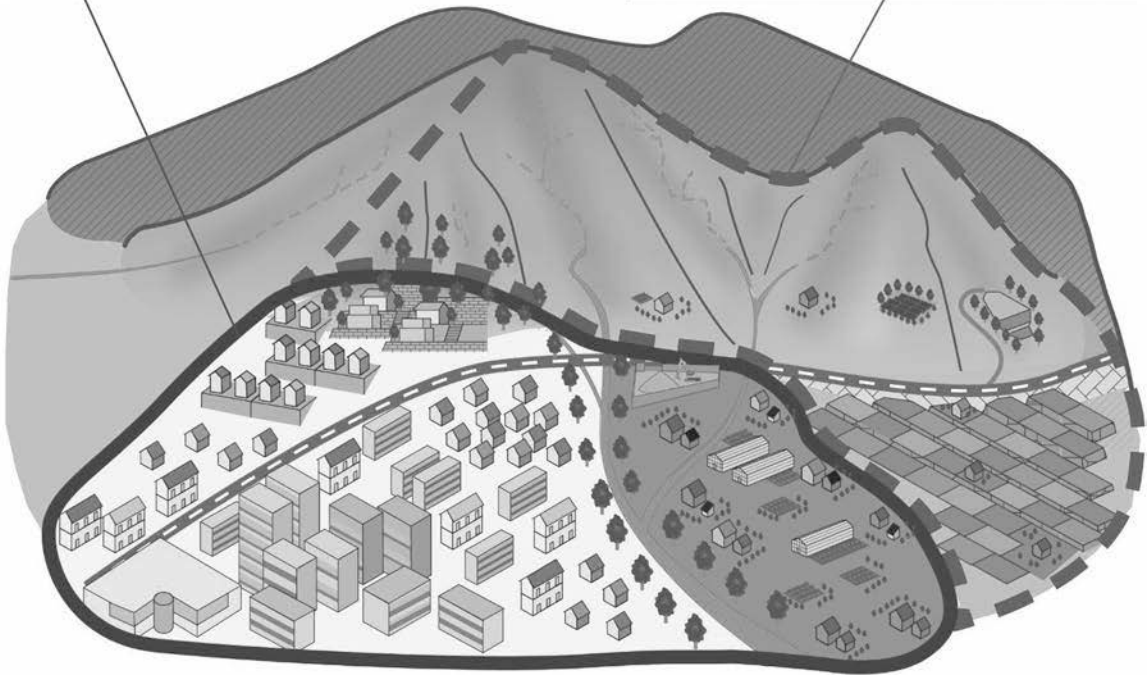


図2 規制区域のイメージ

許可対象となる盛土等の規模

左側 宅地造成等工事規制区域 右側 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖※を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖※を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

*各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

図3 許可対象となる盛土等の規模

度・報告事項等や中間検査の対象工程等に関する規制を強化できます。

(3) 責任の所在の明確化

3点目の特徴は、「責任の所在の明確化」です。本法においては、盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態を維持する責務を有するという点を明確化しています。なお、「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者をいい、土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等に責務が発生することになります。さらに、災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても是正措置等を命令できるため、当該盛土等を行った工事主や工事施行者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得ることとなります。

(4) 実効性のある罰則

最後に4点目の特徴は、「実効性のある罰則」です。違法な盛土行為などが行われなかったための抑止力として罰則が機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準（最大で3年以下の懲役・1,000万円以下の罰金）にするとともに、法人に対する抑止力としても十分機能するよう、法人重科（最大で3億円以下の罰金）を措置しています。

3. 法施行時の取組

本法の施行と併せ、国土交通大臣及び農林水産大臣は、「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針」（基本方針）を策定しています。これは、国が盛土等に伴

盛土規制法の規制対象とならない工事・許可を要しない工事

- 公共施設の用に供されている土地(公共施設用地)で行われる盛土等に関する工事は、盛土規制法の適用除外(法第2条第1項)。

公共施設用地

法律第2条第1号	公共施設用地	● 道路、公園、河川 その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地
政令第2条	政令で定める公共の用に供する施設	● 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、索道又は無軌条電車の用に供する施設 等 ● 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地 等
省令第2条第1項	その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの	● 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設
省令第2条第2項	国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの	● 学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

(その他規制対象とならない行為)

- 土地利用のために土地の形質を維持する行為については、災害の危険性を増大させないことから、規制対象とならない。(例えば、通常の営農行為の範囲にある耕起等や、グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等)

- 規制対象工事であっても、災害の発生のおそれがないと認められる工事は、許可不要(法第12条第1項ただし書・法第27条第1項ただし書・法第30条第1項ただし書)。

- ただし、土地の保全等に関する努力義務の適用を受けるため、災害の発生のおそれのある場合には、改善命令等の対象。

許可不要工事

政令第5条	● 鉱山保安法：鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ● 鉱業法：鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事） ● 採石法：岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） ● 砂利採取法：砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） 等
省令第8条	● 土地改良法：土地改良事業（農業用排水施設の新設等）等 ● 火薬類取締法：火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ● 家畜伝染病予防法：家畜の死体等の埋却 ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物の処分等 ● 土壤汚染対策法：汚染土壌の搬出又は処理等 ● 放射性物質汚染対処特措法：廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ● 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ● 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ● 高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土であって、盛土又は切土をする厚さが30cm（都道府県等が規則で別に定める場合はその値）を超えないものを行う工事 ● 土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ● 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

図4 規制対象外工事・許可不要工事

う災害の防止に関して、国土全体にわたる総合的な考え方を示すとともに、関連する対応策を総覧できる基本的な方針を策定し、その方針の下で、地方公共団体が円滑に対応できるようにしたものです。

また、都道府県等に対する技術的助言として、「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）」を通知し、本法に関する留意事項を助言するとともに、工事の技術的基準や不法・危険盛土等への対処方策などに関するガイドラインを整備しています。

でに約9割の都道府県等で規制区域が指定される見込みです。具体的な指定予定日、規制区域については、各自治体のホームページ等を御確認ください。また、本項で説明した技術的基準等の規制の強化に加え、申請書に添付する資料や周辺住民への事前説明の手法などについても都道府県等の条例・規則で定めている場合がありますので、併せて御確認ください。

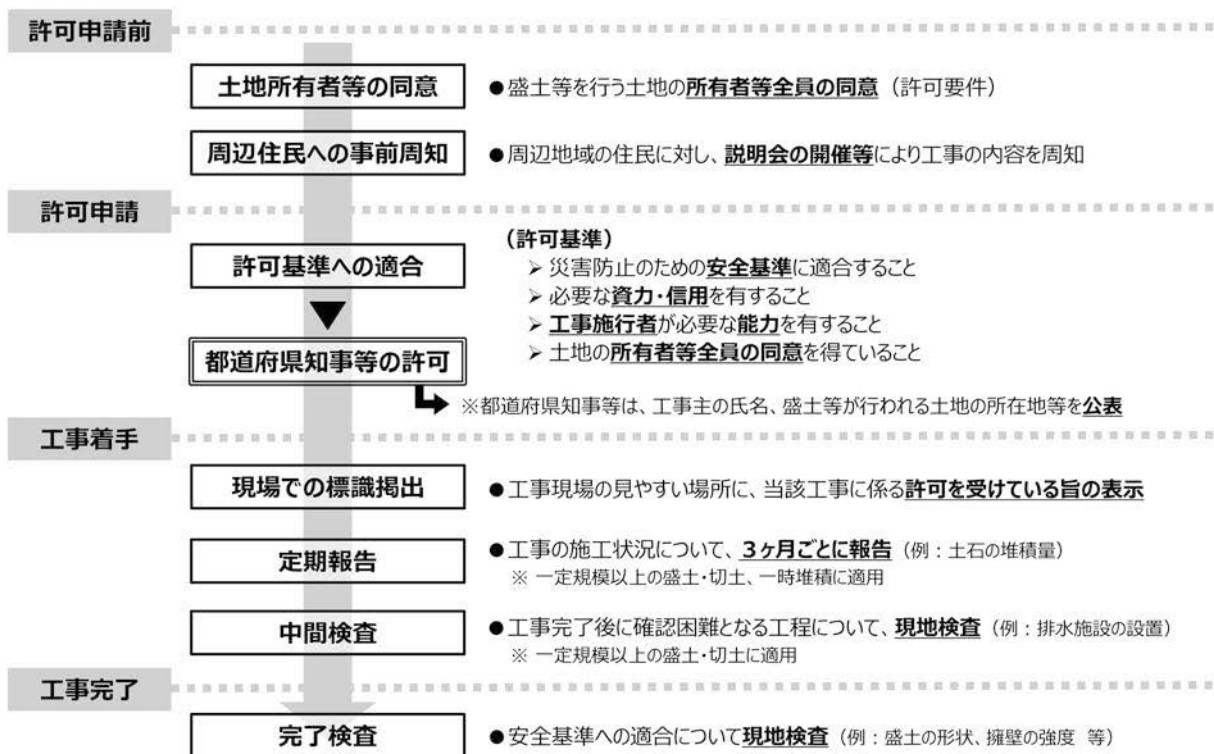
なお、各自治体の区域指定状況や施行状況等、関係ガイドライン等について、国土交通省のホームページ（盛土規制法ポータルサイト、<https://www.mlit.go.jp/toshi/morido-portal.html>）で掲載していますので、参考にしてください。

本法に基づく規制が適切に行われ、盛土等による災害の防止が図られるよう、行政書士の皆様におかれましては、本法の制度を御理解の上、広く活躍されることを期待いたします。

4. おわりに

現在、都道府県等による規制区域の指定が進んでおり、法施行後2年に当たる令和7年5月末ま

<盛土規制法> 許可申請から工事完了までの流れ



※都市計画法に基づく開発許可の対象工事の場合、盛土規制法に基づく手続きは、上記の標識掲出、定期報告、中間検査を除いて不要となる

図5 手続の流れ

外国人との共生社会に向けた 新たな情報発信

公益財団法人入管協会
専務理事 伊東 勝章

公益財団法人入管協会は、国際間の人の交流に関し、出入国管理行政に関する知識・情報の普及及び啓発活動を通じて、国際的な相互理解の促進等に寄与しつつ、出入国管理行政の円滑かつ適正な運営に寄与することを目的としています。

このため、当協会では、昭和62年から情報誌「国際人流」の発行を続けてきており、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により2年ほど休刊しましたが、令和6年4月、「外国人の受入れ・共生を考える情報誌」として復刊しました。「国際人流」の名称は変わっていませんが、外国人との共生が課題となっている現在の日本社会に向けて新たな情報を発信するための雑誌として、内容は従前と大きく異なるものになっています。

また、同誌では、「入管法令・手続Q&A」のコーナーにおいて、入管手続関連の質問に対し、関係法令や入国・在留審査要領（当協会が東京出入国在留管理局に請求して開示を受けている範囲のもの）を用いて解説していますところ、その一例（「国際人流」2024年5月号の第1問）について、当協会の賛助会員を対象にオンラインセミナーで解説した内容を含めまして御紹介いたします。

まず、「国際人流」2024年5月号に掲載している内容は、次のとおりです。

質問内容

私は、東京と大阪に支社がある外国の会社の本社で、製品開発のための基礎研究に3年間従事しています。日本の顧客拡大のため、東京支社と大阪支社に半年ずつ転勤し、日本に適した製品開発

の研究に従事したいのですが、企業内転勤の在留資格で入国することができますか。

質問に対する回答

日本で行う研究が製品開発のための基礎的、創造的な研究でなく、製品の製造・販売に直結する研究であれば、企業内転勤で入国・在留し、東京支社と大阪支社の両方で勤務することができます。

解説

「企業内転勤」の在留資格は、日本に本店、支店、支社その他の事業所があり、公私の機関の外国にある事業所の職員が、日本にある事業所に期間を定めて転勤し、当該事業所において行う技術・人文知識・国際業務の在留資格に該当する活動が対象となります。外国にある本社から東京支社と大阪支社に半年ずつ転勤して製品開発の研究をする場合、①二つの事業所に勤務することが「当該事業所において」に該当するか、②日本に適した製品開発の研究が「技術・人文知識・国際業務の在留資格に該当する活動」に該当するかが問題となります。

【①について】

「当該事業所」とは、外国にある事業所から転勤した、日本にある同一企業又は同一企業グループ内の事業所ですので、日本入国後に勤務先を変更し、当初の事業所とは異なる事業所に勤務すること（以下「更なる転勤」という。）は、「当該事業所において」に該当しなくなり、原則として企業内転勤の在留資格該当性が失われます。しかし、こ

続きまして、オンラインセミナーにおいて解説した内容を御紹介いたします。

設問の事例のポイントは、次のとおりです。

- 転勤前の業務 ⇒ 外国の会社の本社で製品開発のための基礎研究に3年間従事
- 転勤先及び期間 ⇒ 東京支社と大阪支社に半年ずつ転勤
- 転勤先の業務 ⇒ 日本に適した製品開発の研究に従事

設問の答は、「企業内転勤」で入国できるかが問われていますので、この在留資格に係る在留資格該当性と上陸許可基準適合性がポイントになります。その他の上陸のための条件、例えば上陸拒否事由に該当しないことも入国の可否に影響しますが、設問の論点としては、そこまで考える必要はありません。

「企業内転勤」に係る在留資格と上陸許可基準は、次のとおりです。

在留資格	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行う <u>技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動</u> （右表）	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動
		<u>教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護及び興行の在留資格に該当する活動を除く</u>
上陸許可基準	①転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において <u>技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事している</u> 場合で、その期間（企業内転勤の在留資格をもって本邦にある事業所で業務に従事していた期間があれば合算した期間）が継続して1年以上あること	
	②日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること	

これを見ますと、在留資格では「活動」が問題になるのに対し、上陸許可基準では「業務に従事」

とありますが、「活動」の文言はありません。以後の便宜のため、次のとおり用語を置き換えます。

技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動	⇒ 技人国対象活動
教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護及び興行の在留資格に該当する活動	⇒ 技人国除外活動
技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務	⇒ 技人国対象業務

これらの関係は、次のとおりです。

技人国対象活動 = 技人国対象業務に従事する活動 - 技人国除外活動

「企業内転勤」の在留資格に該当するためには、その活動が「技人国対象活動」でなければなりませんので、技人国対象業務に従事する活動であっても、技人国除外活動でないことが必要であるの

に対し、「企業内転勤」の上陸許可基準に適合するためには、転勤前の業務が技人国対象業務であれば、その業務に従事する活動が技人国除外活動であっても構いません。

○在留資格	⇒ ⇒	技人国対象活動	⇒ ⇒	技人国除外活動は除かれる
○上陸許可基準	⇒ ⇒	技人国対象業務	⇒ ⇒	技人国除外活動でも構わない

それでは、在留資格該当性と上陸許可基準適合性について細かく見ていきます。

設問は、東京と大阪に支社がある外国の会社の本社の職員が、東京支社と大阪支社に半年ずつ転勤するということですので、上記①と②は満たします。

1 在留資格該当性

(1) 「当該事業所」の該当性

①本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が	民間企業に限られない。公社、独立行政法人その他の団体、外国の政府や地方公共団体の関係機関も含まれるが、外国の政府関係機関の活動が「外交」、「公用」の場合は除かれる
②本邦にある事業所に期間を定めて転勤して	転勤は、同一会社内の異動のほか、系列企業（親会社、子会社、関連会社）内の出向等も含まれるが、日本の事業所での勤務が一定期間に限られる必要がある
③当該事業所において行う	後記（1）を参照
④技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動	技人国対象業務に従事する活動であり、かつ、技人国除外活動でないこと。後記（2）を参照

外国の本社から東京支社に転勤し、半年後に大阪支社に転勤する場合、最初に転勤する東京支社が「当該事業所」ということになれば、大阪支所での勤務は在留資格に該当しなくなりますので、「当該事業所」の解釈が問題になります。これについては、入国・在留審査要領第12編第16節第2の4に次の記載があります。

「企業内転勤」は、外国にある事業所から本邦にある同一企業又は同一企業グループ内（以下、単に「同一企業内」という。）の事業所（当該事業所）に転勤することであり、本邦内において勤務先を変更し、当初の事業所とは異なる事業所に勤務することとなった場合（以下「更なる転勤」という。）は、「当該事業所」を離れることになり、原則として在留資格該当性が喪失することとなる。しかしながら、ここでいう「更なる転勤」は、転勤元事業所が何ら関与することなく、転勤先である本邦の事業所の単独での判断（出向契約時において、外国人労働者の人事権が転勤元である外国の事業所から転勤先である本邦の事業所に移譲されている場合など）により、当該事業所から更に本邦にある別の事業所（同一企業

親会社、子会社、関連会社とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に定めるものです。

内の別の事業所を含む。)へ転勤することであって、外国にある事業所の関与の下で、帰国することなく本邦にある同一企業内の別の事業所に新たに転勤することまで否定するものではない。したがって、本邦にある事業所の単独での命令によって本邦にある同一企業内の別の事業所に転勤する場合には、本邦内で転勤元事業所が関与しない新たな転勤関係を生じるといえることから「更なる転勤」に当たり、在留資格該当性が認められないが、転勤元事業所の最終的な判断による命令によって本邦にある同一企業内の別の事業所へ転勤する場合（転勤命令が本邦にある事業所と転勤元事業所の連名、あるいは転勤元事業所の承認があるなど、当該転勤命令への転勤元事業所の関与が確実である場合を含む。）は、それが帰国することなく直接異動するものであったとしても、その実質は転勤元事業所から転勤する場合と変わらないことから、「更なる転勤」には当たらず在留資格該当性を認められる。

したがって、本問の場合、東京支社から大阪支社への転勤が、外国の本社が発した又は関与した命令（本社と東京支社の連名による命令、本社の承認がある命令）によって行われる場合には、「企業内転勤」の在留資格に該当します。

(2) 「技人国対象活動」の該当性

日本で行おうとする活動は、日本に適した製品開発の研究に従事することです。この研究は、理学、工学その他の自然科学の分野又は法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務といえますので、この研究に従事する活動は、技人国対象業務に従事する活動に該当します。しかし、「企業内転勤」に該当するためには、この活動が技人国除外活動に該当してはいけません。技人国除外活動とは、教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、

研究、教育、企業内転勤、介護及び興行の在留資格に該当する活動ですので、「研究」の在留資格に該当する活動でないかが問題となります。

「研究」は、本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務（以下「研究業務」という。）に従事する活動が対象ですが、教授の在留資格に該当する活動は除かれます。「教授」は、本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動が対象です。

東京支社や大阪支社は、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校ではありませんので「教授」の在留資格には該当しませんが、同支社での活動は「研究」の在留資格に該当する可能性があります。これについて、入国・在留審査要領第12編第13節第1の2(1)イに次の記載があります。

専ら研究を目的とする機関以外の公私の機関において、当該機関の活動の目的となっている業務の遂行のための基礎的・創造的な研究をする活動も「研究」の在留資格に該当する。専ら研究を目的とする機関以外の公私の機関において、外国人の有する技術や知識を用いて公私の機関の業務の遂行を直接行うものである場合は、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する。

また、「研究」と「技術・人文知識・国際業務」の違いについて、入国・在留審査要領第12編第13節第1の2(3)イ、同編第15節第1の2(3)オにそれぞれ次の記載があります。

（技術・人文知識・国際業務の在留資格の活動は）専ら研究を目的とする機関以外の機関において、当該機関の業務の遂行に直接資する研究活動に従事する点において、「研究」の在留資格の活動と異なる。

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格は、その有する技術や知識を用いて、公私の機関の業務の遂行に直接資する活動であるのに対し、「研究」の在留資格は、その技術等の研究をすること自体を目的とする活動である点において相違する。

本問の会社が「専ら研究を目的とする機関」であるかどうかは設問に明記されていませんが、外国の本社、東京支社、大阪支社があり、製品の開発をしていることから、製品を製造・販売している会社であり、当該機関ではないと思われます。そうしますと、「日本に適した製品開発の研究」が製品開発のための基礎的・創造的な研究である場合は、「研究」の在留資格に該当する活動となり、「企業内転勤」の在留資格で入国することはできませんが、製品の製造・販売に直結する研究であれば、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動になりますので、「企業内転勤」の在留資格で入国することができます。

③期間が継続して1年以上	転勤元のほか、転勤元と業務や資本関係等に密接な関連がある子会社や関連会社での勤務の合計が1年以上であればよい
④日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受ける	同じ学歴、職歴等の日本人が同じ業務に従事する場合の報酬と比べて同等額以上であればよい

転勤前まで外国の会社の本社で製品開発のための基礎研究に3年間従事していたことから、日本人と比べて同等額以上の報酬を受けられる場合には、上陸許可基準に適合します。製品開発のための基礎研究は、理学、工学その他の自然科学の分野又は法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務といえますので、技人国対象業務に該当し、当該業務に従事する活動が技人国除外活動である「研究」の在留資格に該当するものであっても構いません。

以上から、設問の答は、日本で行う研究が会社の業務遂行に直接資するものであり、本社の最終的判断である命令によって大阪支社に転勤し、日本人と同等額以上の報酬を受けられる場合には、企業内転勤で入国できることになります。

以上で答は完結しますが、補足しますと、日本で行う研究が会社の製品開発のための基礎的・創造的な研究である場合、「企業内転勤」の在留資格では入国できませんが、「研究」の在留資格で入国できる可能性があります。「研究」の在留資格と上陸許可基準（転勤による場合）は次のとおりです。

2 上陸許可基準適合性

①転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において	転勤元のほか、転勤元と業務や資本関係等に密接な（同種業務を行っており、人事異動等が一体的に行われるのが可能な程度の）関連がある子会社や関連会社を含めてよい
②技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事	当該業務に従事する活動は、技人国除外活動であってもよい

在留資格	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動
	教授の在留資格に該当する活動を除く
上陸許可基準	①本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において研究を行う業務に従事しようとする場合は、申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において <u>研究の項の下欄に掲げる業務に従事しているとき</u> で、その期間（研究の在留資格をもって当該本邦にある事業所で業務に従事していた期間があれば合算）が継続して1年以上あること
	②日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

転勤前まで3年間従事している外国の会社の本社における製品開発のための基礎研究は、研究業務に該当することから、日本人と比べて同等額以上の報酬を受ける場合には、上陸許可基準に適合します。なお、転勤前の業務が技人国対象業務であっても、研究業務でない場合には、「研究」の上陸許可基準には該当しません。

研究の在留資格についても、「当該事業所」は、企業内転勤と同様に解釈されていますので、東京支社と大阪支社に半年ずつ転勤する場合でも外国の本社の最終的判断である命令によるものであれば、研究の在留資格で入国できます。

3 参考：月刊誌「国際人流～外国人の受入れ・共生をみんなで考える情報誌」について

しばらくの間休刊していた月刊誌「国際人流」が、「国際人流～外国人の受入れ・共生をみんなで考える情報誌」として復刊しました。

新たな制度での外国人受入れや、地域社会での多文化共生社会づくりの取組等、外国人の受入れ・共生をめぐる様々な動きについて情報を発信することと併せて、多様な観点の多様な御意見を掲載することを編集方針としており、「入管法令・手続Q&A」も毎号掲載しています。

■これまでの特集内容一例

◎復刊第1号となる2024年4月号

—外国人の受入れ・共生を巡る議論を深めたい！—
特集：『国際人流』復刊記念シンポジウム開催報告



復刊記念シンポジウムでの、明治大学国際日本学部教授・山脇啓造氏、株式会社セブン-イレブン・ジャパンの安井誠氏、弁護士・関聡介氏、認定NPO法人難民支援協会（JAR）・石川えり氏、認定非営利活動法人国際活動市民中心（CINGA）・新居みどり氏、出入国在留管理庁・君塚宏氏の外国人受入れ、多文化共生社会実現への取組等についての講演と、シンポジウム参加者も交えての議論を掲載。

ほかに、外国人住民が約20%となった群馬県邑楽郡大泉町の村山俊明町長に、1990年代の日系人受入れ以降の30年間を振り返り、更には日本全体の取組への問題提起をしていただいた。

◎2024年7月号

特集：5大全国紙に聞く！外国人関連報道の
スタンス【朝日新聞／産経新聞／
日本経済新聞／毎日新聞／読売新聞】



外国人に関するテーマで様々な報道がなされる今、新聞各紙はどのような考え方で外国人テーマを取り上げているのか。全国5大新聞各社の、論説委員又は外国人関連報道を特に担当している記者に、そのスタンスが現れている社説や記事の紹介とともに見解を述べていただいた。

◎2024年8月号

特集1：難民の議論を交わらせない
特集2：交わっていく難民等支援
——難民等支援7団体に聞く



「難民」の受け入れや支援の在り方については、様々な意見があるが、杏林大学総合政策学部教授・川村真理氏、全国難民弁護団連絡会議代表・渡邊彰悟氏、元法務省入国管理局長・高宅茂氏、シリア出身のスザン氏に、専門家として、また当事者として膝を交えて討論していただいた。また、難民支援を行う7団体のそれぞれの活動や思いを紹介した。

◎2024年12月号

特集：『移民』をわいわい語ろう！



認定NPO法人難民支援協会（JAR）代表理事・石川えり氏、麗澤大学国際学部教授・佐々木類氏、国士舘大学文学部教授・鈴木江理子氏、多文化共生推進ディレクター・カブレホス セサル氏、麗澤大学特任教授・西岡力氏に、時にタブー視される『移民』について、冷静にそして率直に討論していただいた。

■月刊情報誌『国際人流～外国人の受け入れ・共生をみんなで考える情報誌』

（48ページ・オールカラー／税込価格990円（本体価格900円）／編集：公益財団法人入管協会／発行：株式会社恒春閣）



（「国際人流」ホームページ）

【問合せ先】

公益財団法人入管協会
〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-11-3
淡路町 MH アネックス5階
tel：03-6381-1985 fax：03-6381-1947
e-mail：jinryu@nyukan-kyokai.or.jp

一級建築士から見た国土交通省 「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」 について

一級建築士・北海道行政書士会会員
(ADR 調停人候補者)

岩永 学

原状回復の定義

原状回復とは、国土交通省発行の手引きに、借主の居住、使用により発生した建物価値の減少のうち、借主の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損等を復旧することとあります。

原状回復工事の前提交渉の問題点

賃貸住宅の退去時に破損・汚損した箇所を復旧するということは一般に広く知られていますが、賃貸人と借借人のどちらが負担するのかということは、一般にはあまり知られていないと思います。ガイドラインという言葉聞いたことがあっても、賃貸人・借借人の双方が内容を知らなかったり、知っていても自己に都合よく解釈していたりします。

また、入居時の仲介業者からの説明も重要事項説明と契約書に書かれている内容をサラッと説明するだけで居住中の注意事項や退去時の説明に関しては、解約方法以外の説明はあまりされないため、退去する際に借借人は入居時の敷金で原状回復費用を賄えると思い込んでいたり、追加費用が発生しても少額であると考えていたりすることが

多いのですが、実際に高額な原状回復費用の請求をされて困惑してしまうことがあります。原状回復の交渉に入る際に、管理会社が間に入り原状回復の範囲の調整をすることが多いと思われませんが、管理会社が必ずしも常に中立な立場で交渉に当たっていないと思われる場合が多くあります。そのため、トラブルが発生してしまったり、問題が大きくなったりしてしまうことがあります。賃貸人が建築・不動産について本業ではない、いわゆる素人の方である場合は、業者の説明を信用して交渉を進めることになってしまい、業者からの説明に沿って話すため、借借人はきちんと理解することができない場合や、無理に納得してしまう(諦めてしまう)ことも多々あります。一般の人は大抵の場合、専門用語を並べられると理解しにくいものだからです。

原状回復の範囲の交渉に入る前に見積書が作成されます。賃貸人が業者に依頼して作成してくるのが一般的ですが、賃貸人が建築・不動産が本業でない場合に業者が作成した見積書には、不要と思われる項目や各項目に振り分けられて二重・三重に計上されている場合が散見されます。特に賃貸人が個人であり、投資等の目的で不動産物件を賃貸している場合は、懇意にしているリフォーム工事会社がない場合が多く、施工業者が一元で見積りとなってしまう、専門業者とタイアップしている賃貸人物件での同規模の工事より高い金

額になることが多いと感じます。

リフォーム工事会社には建設業の許可を得ている会社もあれば、許可を得ていない会社もあります。建築の専門家(建築士・建築施工管理技士等)が所属している会社もあれば所属していない会社もあります。職人等を雇用している会社もあれば、管理のみを行い工事は外注対応の会社もあります。会社の運営方針によって見積額はおのずと変わってきますし、依頼主(賃貸人)の知識レベルによっても見積額は変わってしまいます。

その提示された見積額と工事範囲で賃貸人と賃借人の中で原状回復の範囲や金額を交渉することになりますが、建築工事の知識がなければ見積書の金額を鵜呑みにしてしまう危険があります。理解度(納得度)によっては交渉が困難になってしまいます。

ある賃貸人なのですが、ガイドラインに「善管注意義務違反は借主の責任」とあるので、賃貸物件について内装の傷は全て過失なのだから原状回復で全て直してほしいと考えておいででした。それゆえに賃借人に対しては、自己の財産におけるのと同じ注意義務ではなく、善良な管理者としての注意義務なので、軽過失であろうと過失は過失であるとして話し合いに応じる気が全くないという状態でした。

ガイドラインを自己都合で解釈している場合は説明・交渉が難しくなります。

実際の物件でクライアントから見積書の内容を見てほしいという依頼があっても、個別工事の単価をチェックし、処理費・経費・諸費用等については明らかに不要である項目・工事、二重計上と思われる項目は指摘しますが、そのほかは自己の感覚でしか答えられない項目もあります。見積書の内容を理解する能力が問われます。

そして原状回復工事の見積額が高額になればなるほど自己都合解釈をして我を通そうとする方が増えてしまいます。

原状回復の範囲を決める際には経年劣化を考慮しなければなりません。ガイドラインでは内装材や設備等の耐用年数を6年・15年等に分けており、残存価格は1円となっていますが、新築住宅の法定耐用年数は木造で22年、鉄筋コンクリート造では47年です。また、工事等により設備等を更新していた場合に、修繕費で処理済みの場合と固定資産に含めて建物残存期間に合わせて減価償却をしている場合など、個々の建物によって違いがあります。費用処理は所有者の問題ではありますが、施工金額を分担しようとするガイドラインと誤差が生じてしまいます。

ガイドラインにおける修繕単位の原則において、借主負担は最小の修繕単位に限定するように書かれています。例えば、壁のクロス破損が1か所の場合、その1面のみを借主負担、他の3面を貸主負担としており、色・模様合わせは「グレードアップ」とされています。真壁工法であれば、1面貼替もできますが、ほとんどの部屋は大壁工法のため、入隅部分(柱と壁や壁と壁の交差部分)からの剥がれ防止のために入隅部分のクロスは矩手をまたいで貼り付けて施工されていたり、入隅合わせの場合はボンドコーク処理(アクリル樹脂系エマルジョン形充填剤を使用して隙間を埋めたり、剥がれづらくする処理)がされています。1面のみを貼り替えようとする既存クロス剥がし際に入隅部分のクロスをカッターで切ることになり、入隅部分の石膏ボードに僅かな隙間が生じたり、ボンドコーク処理されている場合は矩手面のクロスを傷めたりする危険があります。施工上、1部屋単位でクロスの貼替が必須となります。この場合にクロス貼替の原因が常識的な使用において発生した破損ではなく、落書き等により貼替が必要になった場合だと貸主側は納得できなくなってしまいます。費用的にも、1面のみ貼替のために職人が来る場合は、材料費・交通費・人工賃となり、既存クロス剥がし費用、下地処理費用、材料

費等が割高になり、1部屋全体を施工するより高くなることもあります。

同じようなことがフローリング、カーペットなどの内装工事全般にいえま。特にフローリングの場合はフローリング材の材質や色等によっても傷つきやすさは変わってきます。フローリング床の部屋では長期間使用していると、普通に生活していても複数の落下痕が付くと思われま。落下痕は故意ではなくても過失によって発生するものです。耐用年数を超えた設備等(残存価値ゼロ)でも、借主の故意・過失で破損・使用不能になった場合には、借主の負担となることがあり得るとガイドラインに記載されているので、貸主は借主負担での原状回復を請求してることがあります。また、最近の住宅はバリアフリー化が進んでおり、扉枠に下枠や床見切を付けずに床面をフラットに仕上げていることが多く、どこまで貼り替えるかも争いの元となっています。フローリング貼りは板材の裏面に全面接着材を使用し、板材自体をさね組(フローリング材の長辺方向及び短辺方向を凸と凹に加工し、加工面を並べて組み込むことで材料の乾燥による反り等を防止する施工方法)しているため部分貼り替えは難しくなっており、より広範囲の貼り替えを要求されることがあります。また、巾木とフローリングの取り合い部にシール処理がされている場合には巾木の交換が必要になってしまったりと、工事範囲はどんどん増えていきます。

例えば、建具の破損・毀損に関してはふすま1枚単位、柱1本単位とガイドラインにありますが、ふすま、障子、欄間、建具等は1枚単位で交換して、引き違い戸などは1枚交換、ほかはふすま紙、障子紙の貼替での対応が可能と思われま。建具の縦枠は上枠にビス止めされて1か所の枠全てを取り外さなければ交換できず、敷居、鴨居、長押等で無垢材のものは部分的に補修できず、1面分の交換となりますが解体の際、廻りの壁や床を

壊さなければ施工できない場合も多々あります。

また、台所や浴室の汚れやカビの処理(美装)についても流し台・洗面台等はシール処理されているので、シール材を傷つけないように配慮して清掃しますが、汚れ・カビ等の場所によってはシール材を除去しなければならない場合があり、この場合はシール材の上からシール処理をしても定着しないのでつながっているシール材を全て剥がし、油分除去後、全面を新しくシール処理しますが、この際に機器の脱着等が発生することがあります。想定外の工事が発生して見積額が高額になると、借主は日常的な手入れや清掃はしているが、普通に手入れしていても発生してしまうカビ等もあるとして納得できず、経年劣化(不可抗力)を主張したくなります。

上述したように、施工上、一部分のみを直すことはできず、その一部分を直すために周辺の造作物の解体・加工が伴ってしまうことが多くあり、実際には考えているより工事代金が掛かるのが通常です。

また、ガイドラインにはクロス等の減価償却分は家賃に含まれているとされていますが、実際の家賃設定では近隣との条件調整等も必要なため、最初の2年契約時の家賃に全て含むことはできないので5年・10年単位での回収を考えていると思われま。このため、2・3年程度の短期間での退去となると投資分の回収ができず賃貸人はガイドラインよりも多くの原状回復を望む傾向にあります。

このように施工範囲を取り決めるだけでも、問題はどんどん増えていき、もはや原状回復工事ではなくリフォーム工事の範ちゅうになってしまいま。賃貸人が借借人に対し、過大な工事費用の負担を強く要求してくる事案は多々あります。

ガイドラインに記載されている責任ですが、「善良な管理者の注意義務」というと、行為者の地位、職業、性別、年齢等に応じて要求される、社会通

念上、客観的、一般的に要求される注意を払う義務ということです。原状回復義務が賃借人のした行為以外の要素によっても変わってくると考えられますが、一般的な原状回復責任を示すガイドラインとしては曖昧になってしまっていて、捉え方によっては、知識があるほど修繕範囲が広がりかねないのではと感じます。

また、一般的には建築物がどのように作られているかは知らないのが当然なので、当事者はガイドラインの趣旨よりもどう解釈すれば自分に有利になるかを考えてから相談に来ていると感じます。当事者双方共に終局的には金銭の負担しか考えておらず、賃貸人は「少しでも多く修繕させたい」賃借人は「少しでも支払いを減らしたい」という感情が支配しているのでガイドラインだけでは簡単に折り合いが付きません。

原状回復工事の問題

多くの貸主は原状回復において完全に居室全てを元に戻してもらえると勘違いしているのかもしれませんが。また、分譲マンションの部屋貸し等、貸主以外の方々が所有者が住んでいる建物では、工事をする際に管理組合・管理会社から共用部の養生等の仮設工事が要求されることがあります。

このような間接工事費（搬入・搬出時の仮設工事等）等の原状回復工事をするために発生してしまう付帯工事についても、ガイドラインに明記していただき、実際の施工方法をもう少し考慮していただけるとガイドラインは素晴らしいものになると思います。

ガイドラインとADR

新築の住宅工事での紛争であれば建設業法に基

づき、国土交通省の所管である中央建設工事紛争審査会や住宅紛争審査会が弁護士会に設けられており専門家が対応していますが、敷金返還請求等のトラブルに関しては消費者センターや弁護士会、司法書士会の他、行政書士会 ADR センターが裁判外紛争解決手続を行っており、更に ADR が一般的に普及すれば ADR センターに寄せられる期待も大きくなると思います。

行政書士会の ADR は自主交渉援助型 ADR として、申込者と相手方にディスカッションを促して合意を目指しており、双方に歩み寄りを促す際にガイドラインを念頭に進めていくこととなりますが、その際、原状回復工事で必要な建築・内装工事の専門知識（DIY でリフォーム工事が理解できるレベルくらい）も必要になってくるとともに、より一層のガイドラインの熟知が必要になると考えます。敷金返還請求でトラブルとなる一番の原因が原状回復であると感じています。クライアントから直接相談があった場合は言いたいことが言えますが、調停の際には、どこまで当事者に説明すべきかは判断がとても難しいところです。また、ADR だけではなく ODR の実現が期待されるとともに、今後、特定和解をすることになれば合意書が強制執行可能な債務名義となり、今まで以上に責任の重い調停となるとともに、求められるスキルも大きくなっていくと思います。

略歴・資格

平成 4 年度二級建築士試験合格（平成 5 年登録）

平成 15 年度管理業務主任者試験合格（平成 16 年 1 月合格）

平成 15 年度一級建築士試験合格（平成 16 年登録）
平成 22 年度宅地建物取引主任者（現 宅地建物取引士）試験合格（平成 16 年 1 月合格）

平成 30 年度行政書士試験合格（平成 31 年 1 月合格・平成 31 年 4 月登録）

理事会の開催報告

- 開催日** 令和7年1月16日(木)
- 場所** 虎ノ門タワーズオフィス6階
[ROOM7]
- 司会** 宮本 重則 総務部長
- 議長** 常住 豊 会長
- 議事録署名人** 若林 三知 (三重会) 理事・
白木 純 (沖縄会) 理事
- 構成員** 56名のうち、54名出席(開会時)
- オブザーバー** 山本 準一・増田 由明 各監事、佐々木 政勝 選挙管理委員長、岡田 秀治(岩手会)・古田島 俊憲(群馬会)・太田 光三郎(京都会)・中嶋 健雄(鳥取会)・野津 好正(島根会)・吉田 修(佐賀会) 各単位会長



令和7年1月16日午後1時から理事会が開催された。
本理事会では、以下の6議案について審議された。

【議案審議】

議案審議に先立ち、議長から、協議事項(4)として「個人番号に係る会則改正について」、協議事項(5)として「外国人の在留の公正な管理に係る協議会の設置に関する協定書」の締結について、協議事項(6)として「農業経営支援プロジェクトチームの立ち上げについて」、協議事項(7)として「建設業法と建設業許可(第3版)―行政書士による実務と解説―」の発刊について、報告事項(4)として「行政書士法改正の推進について」を追加で上程することについて、会議規則第17条に基づき議場に諮ったところ、異議なしで承認された。

第1号議案

解説 行政書士職務基本規則(案)について

行政書士職務基本規則の解釈を示した「解説 行政書士職務基本規則(案)」を作成したことの報告があり、全国に向けた周知の承認が求められ、異議なしで可決された。

第2号議案

行政書士会補助者規則(準則)の一部改正(案)

本準則は平成4年4月24日理事会承認により制定され、各単位会に参考規定として示して以降、これまで二度の軽微な改正を経ているが、近年では、行政書士制度及び行政書士業務への信頼を損ないかねないような不適切な補助者の設置が疑われる事案が増加しており、かかる事案への対応は喫緊の課題となっている。このため、補助者に関し、遠隔地に住む者、日本国籍を有しない者等の取扱いについて拠るべき基準や要件を改定し、補助者の雇用形態を明確化して補助者設置手続等の詳細を定めることの承認が求められ、異議なしで可決された。

※新旧対照表は省略します。

第3号議案

日本行政書士会連合会大規模災害等の対策に関する規則の一部改正(案)

被災地域における行政機能の補助を目的に令和6年9月25日に締結した「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」に基づき、本会は、大規模災害発生時に全国の単位会と連携して迅速に「災害復興支援員」を被災自治体に派遣できる体制を構築する必要があることから、これに対応するため、令和6年6月から募集している「災害復興支援ボランティア」を「災害復興支援員」に改組する予定とした上で、「災害復興支援員」の管理や研修、派遣を所管す

る「災害復興支援員派遣部」の新設、「現地連絡事務所」の設置、「派遣一時金」の支給、その他必要な文言の整理等を行うべく規則の一部を改正することの承認が求められ、異議なしで可決された。

※新旧対照表は省略します。

第4号議案

日本行政書士会連合会改正行政書士法対応委員会規則の一部改正（案）

本会会則施行規則第2条の2第1項に基づき設置している改正行政書士法対応委員会については、行政書士法の一部を改正する法律（平成26年6月27日法律第89号）の施行に伴い、特定行政書士制度の充実及び拡大に必要な措置を講ずることを目的として設置されたが、同制度の創設から10年が経過し、同制度の更なる普及及び推進を図るため、同委員会の目的及び名称を改めるべく同規則の一部を改正することの承認が求められ、異議なしで可決された。

※新旧対照表は省略します。

第5号議案

大韓行政士会と日本行政書士会連合会の相互交流に関する協定の締結について

大韓民国大韓行政士会と本会が友好関係を推進し、両国の行政士制度及び行政書士制度の発展による両国民の権利利益の実現に資するため、相互に交流する協定を締結することの承認が求められ、採決の結果、在席構成員の過半数の賛成（在席構成員54名中、賛成43名）により可決された。

第6号議案

日本行政書士会連合会事務局職員育児・介護休業等規則の一部改正（案）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う規則改正の承認が求められ、異議なしで可決された。

※新旧対照表は省略します。

【協議事項】

- (1) 日本行政書士会連合会会務執行規則の一部改正（案）について
- (2) 令和7年度事業計画基本方針（案）について
- (3) 会費規定の見直し検討について
- (4) 個人番号に係る会則改正について

【報告事項】

- (1) 令和7年新年賀詞交歓会について
- (2) 令和6年能登半島地震に係る募金について
- (3) 「行政手続の理論と実務—デジタル社会を見据えて—」の発刊について
- (4) 行政書士法改正の推進について
- (5) 「外国人の在留の公正な管理に係る協議会の設置に関する協定書」の締結について
- (6) 農業経営支援プロジェクトチームの立ち上げについて
- (7) 「建設業法と建設業許可（第3版）—行政書士による実務と解説—」の発刊について

【講演】

理事会終了後、総務省の徳満 純とくみつ じゅんいち 一行政評価局行政相談企画課長に「行政書士と行政相談との連携について」と題して御講演いただいた。



令和7年新年賀詞交歓会の開催報告

令和7年1月17日(金)正午、日本行政書士会連合会(以下「日行連」という。)、日本行政書士政治連盟(以下「日政連」という。)、公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター(以下「コスモス」という。)共催による新年賀詞交歓会が、東京都港区虎ノ門のホテルオークラ東京において、国会議員・関係省庁・友誼団体等からの御来賓を含め、700名を超える参加者を得て盛大に開催されました。

本交歓会の開会に先立ち、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災から30年の節目の日になることから、震災での犠牲者へ黙とうをささげました。その後、宮本総務部長及び有賀日政連総務委員長の司会の下、高尾副会長のことばで開会し、常任会長・井口日政連会長・田後コスモス理事長の挨拶、御来賓挨拶と続いた後、乾杯が行われました。その後も多数の御来賓から挨拶を賜り、今後の行政書士の活躍に多くの期待の声をいただきました。

終始和やかな雰囲気の中、午後1時半、宮元日政連副会長による閉会のことばで盛会裡に終了しました。

(以下開催概要)

■主催者挨拶(概要)



常任会長



井口日政連会長



田後コスモス理事長

常任会長は、まず新年の挨拶とともに新年賀詞交歓会の開催に際し、村上総務大臣を始め多くの御来賓の皆様へ御参集いただいたことに対し謝辞を述べた。

続いて、阪神・淡路大震災からちょうど30年であることと昨年の能登半島地震を始めとした全国各地で発生した様々な災害において、被災された方々へのお見舞いを述べた。また、行政書士の特性をいかした被災地の支援を引き続き実施すること、昨年9月に内閣府との間で災害支援に関する連携協定を締結し、災害発生に備えた支援体制の構築に着手していることを報告するとともに、会員各位に対し、災害復興支援活動への更なる協力を求めた。

さらに、本年は日行連として「デジタル社会に機能する行政書士法の改正」を最重要課題と掲げ、行政書士が申請から事後救済手続までを一貫してフォローするための法改正を目指していくことの決意を表明した。また、国が進める施策にも引き続き協力していくことに触れ、日行連においても新たな会員管理システムの部分導入を開始し、今後、システム上で行政書士資格の証明が行えるよう、デジタル庁の国家資格等情報連携・活用システムとの資格情報の連携に向け対応を図っていくことを述べた。そして、これらの取組によって、申請場面における国民の権利を守り、その権利利益の実現に寄与していくことを述べた。

最後に御参集くださった皆様の御健勝と御多幸を祈念し、挨拶を締めくくった。

井口日政連会長は、まず新年の挨拶とともに、新年賀詞交歓会の開催に際し、行政書士法改正に御尽力くださった議員連盟及び議員懇話会の先生方並びに国会議員の皆様に対し感謝の意を述べた。

続いて、阪神・淡路大震災から30年の節目の日であることに触れ、昨年の能登半島地震に続いて豪雨災害も重なり関係する地域はまだまだ復興の途上であるとして、被災された方々へのお見舞いの言葉を述べ、1日も早い復興を祈念した。

また、デジタル社会に機能する行政書士法の改正について、今日まで御尽力くださった議員連盟並びに議員懇

話会所属の議員の皆様に対し感謝を述べ、引き続き協力をお願いするとともに、会員に対しても議員の方々との更なる信頼関係の構築、選挙支援活動への協力を求めた。

最後に、今一度行政書士としての社会的役割を自覚し、いつの時代も国民の皆様から信頼していただける国家資格者で在り続けられるよう努めることを求めるとともに、御出席の方々のますますの御活躍と御健康、御多幸を祈念し、挨拶を締めくくった。

田後コスモス理事長は、村上総務大臣を始め御来賓の方々に新年の挨拶と御参集いただいたことに対し謝辞の言葉を述べた。

続いて、令和8年度に予定されている成年後見制度の改正に触れ、より良い制度となることへの期待を述べ、これまで以上に成年後見制度の利用促進に努めていくことへの決意を表すとともに、その受け皿としての行政書士の積極的な活用を求めた。

最後に、皆様の御健勝と御健康を祈念し、挨拶を締めくくった。

■総務省代表挨拶(概要)



村上総務大臣

冒頭、阪神・淡路大震災から30年を迎えたことに触れ、改めて被災された方々に対し哀悼の意を表された。続いて、能登半島地震の際に、総務省が実施した特別行政相談への協力や無料電話相談、公費解体の実施に対し感謝が述べられた。

社会全体がデジタル化する中、様々な行政手続に精通し、幅広い知識と経験を持つ行政書士に期待される役割は、今後、ますます大きくなるとの認識を示され、国民の利便性向上や権利利益の実現にお力添えいただきたいこととその知見を活用したオンライン申請に不慣れな方々へのきめ細やかなサポートをお願いしたい旨を述べられた。

また、総務省としても行政書士制度の一層の充実と円滑な運用を期して日行連や単位会と十分な連携を図っていきたく述べられた。

最後に、日行連、日政連、コスモスの更なる発展と会員の健勝を祈念するとともに、デジタル社会に機能する行政書士法の改正に向けた激励の言葉で、挨拶が締めくくられた。

■乾杯：遠田日行連名誉会長

■中締め：原田日行連副会長

■閉会のことば：宮元日政連副会長

■御来賓（誌面の都合上、一部登壇者を掲載・順不同）

※肩書は賀詞交歓会開催時点のもの



石田 真敏 自由民主党 衆議院議員 自由民主党行政書士制度推進議員連盟 会長



若松 謙維 公明党 参議院議員 公明党行政書士制度推進議員懇話会 会長代行



逢坂 誠二 立憲民主党 衆議院議員 立憲民主党行政書士制度推進議員連盟 会長



伊東 信久 日本維新の会 衆議院議員 日本維新の会行政書士制度推進議員連盟 副幹事長



古川 元久 国民民主党 衆議院議員 国民民主党と無所属議員による行政書士制度推進議員連盟 会長



富樫 博之 自由民主党 総務副大臣 自由民主党行政書士制度推進議員連盟 幹事



斉藤 欽夫 公明党 衆議院議員 公明党代表 公明党行政書士制度推進議員懇話会 顧問



山口 那津男 公明党 参議院議員 公明党元代表 公明党行政書士制度推進議員懇話会 顧問



山東 昭子 自由民主党 参議院議員 前参議院議長



野田 毅 日本行政書士政治連盟 顧問



田中 和徳 自由民主党 衆議院議員 自由民主党行政書士制度推進議員連盟 副会長



有村 治子 自由民主党 参議院議員 自由民主党行政書士制度推進議員連盟 副幹事長



片山 さつ子 自由民主党 参議院議員 自由民主党行政書士制度推進議員連盟 副幹事長



竹谷 とし子 公明党 参議院議員 公明党行政書士制度推進議員懇話会 顧問



西岡 秀子 国民民主党 衆議院議員 国民民主党と無所属議員による行政書士制度推進議員連盟 幹事



柴山 昌彦 自由民主党 衆議院議員



堀内 詔子 自由民主党 衆議院議員



黄川田 仁志 自由民主党 衆議院議員



山花 郁夫 立憲民主党 衆議院議員



大森 江里子 公明党 衆議院議員



阿部 祐美子 立憲民主党 衆議院議員



柴田 勝之 立憲民主党 衆議院議員



岡野 純子 国民民主党 衆議院議員



川田 龍平 立憲民主党 参議院議員



太田 房江 自由民主党 参議院議員



和田 政宗 自由民主党 参議院議員



朝日 健太郎 自由民主党 参議院議員



塩村 あやか 立憲民主党 参議院議員

令和7年新年賀詞交歓会御来賓

(敬称略・順不同)

※役職等は賀詞交歓会開催時点のもの

【内閣】(代理出席含む)

石破 茂 鈴木 肇祐 加藤 勝信 中谷 元 坂井 学 赤澤 亮正
村上 誠一郎 岩屋 毅 浅尾 慶一郎 林 芳正 三原 じゅん子

【衆議院議員】(代理出席含む)

逢沢 一郎 今枝 宗一郎 落合 貴之 神津 たけし 庄子 賢一 田野瀬 太道 西田 昭二 宮内 秀樹
青柳 陽一郎 岩田 和親 小淵 優子 高村 正大 白石 洋一 田畑 裕明 西村 智奈美 古川 元久 宮路 拓馬
浅野 哲 上田 英俊 海江田 万里 國場 幸之助 新石 正義 田畑 裕明 西村 恒三郎 古川 康 古川 禎久
東 国幹 上野 賢一郎 河西 宏一 奥水 恵一 新藤 義孝 辻 清人 西銘 恒三郎 古屋 圭司 向山 じゅん
東 徹 梅谷 守 梶山 弘志 小寺 裕雄 辻 英之 丹羽 秀樹 細野 豪志 堀内 昭子 茂木 敏充
阿部 司 江渡 聡徳 勝目 康 後藤 茂之 菅 義偉 額賀 福志郎 堀内 昭子 森 英介
阿部 祐美子 英利 アルフィヤ 金子 恵美 小林 史明 杉本 和巴 根本 幸典 根本 知史 森 ようすけ
荒井 優 大串 博志 金子 恭之 小宮山 泰子 鈴木 英敬 野田 聖子 牧 義夫 森山 浩行
安藤 たかお 大串 正樹 上川 陽子 近藤 昭一 鈴木 憲和 野間 健 牧島 かれん 谷田川 元
五十嵐 清 逢坂 誠二 神谷 裕 齋藤 健 角田 秀穂 長谷川 淳二 松尾 明弘 築 和生
石川 香織 大空 幸星 亀井 亜紀子 齋藤 鉄夫 寺田 稔 嶋山 紀一郎 松本 けんこう 山岡 達丸
石田 真樹 おおつき 紅葉 川崎 ひとと 酒井 なつみ 嶋山 二郎 松田 功 山口 壯 山口 誠
石橋 林太郎 大西 健介 川原田 英世 櫻井 周 永岡 桂子 瀨地 雅一 松原 仁 山下 貴司
石原 宏高 大野 敬太郎 神田 潤一 榎川 博義 高木 啓 原口 一博 松本 剛明 山田 賢司
泉 健太 大森 江里子 笹川 崇 佐藤 公治 高松 智之 高見 康裕 平井 卓也 松本 尚
市村 浩一郎 岡田 克也 黄川田 仁志 佐藤 英道 高見 康裕 中曾根 康隆 松本 洋平 山花 郁夫
伊藤 俊輔 緒方 林太郎 岸 信千世 佐藤 英道 竹内 謙 中野 真一 松本 洋平 吉田 宣弘
伊藤 達也 岡野 純子 北神 玄朗 塩崎 彰久 武部 新 中野 真一 平林 晃 田 上 真 吉田 宣弘
伊東 信久 岡本 あき子 木原 誠二 重徳 和彦 中野 慎治 長友 慎治 深澤 陽一 馬淵 澄夫 笠 浩史
稲田 朋久 岡本 三成 木原 稔 階 猛 中野 健治 福島 伸享 三木 圭恵 渡辺 周
稲富 修二 小川 淳也 吉良 州司 篠原 豪 田中 健 福田 かおる 水沼 幸秀 渡辺 創
井上 信治 奥下 剛光 金城 泰邦 柴田 勝之 柴山 昌彦 仁木 博文 藤井 比早之 鰐淵 洋子
猪口 幸子 奥野 総一郎 工藤 彰三 下野 幸助

【参議院議員】(代理出席含む)

青木 愛 白井 正一 北村 経夫 山東 昭子 高橋 光男 芳賀 道也 松川 るい 山本 啓介
青島 健太 衛藤 晟一 窪田 哲也 塩田 博昭 滝沢 求 長谷川 岳 松下 新平 山本 佐知子
朝日 健太郎 大家 敏志 熊谷 裕人 塩村 あやか 滝沢 宏文 馬場 成志 松村 祥史 山本 博司
有村 治子 太田 房江 上月 良祐 柴田 巧 武見 敬三 平山 佐知子 三浦 靖 山本 章
石井 準一 大野 泰正 古庄 泰正 自見 はなこ 竹谷 とし子 福山 哲郎 三宅 伸吾 吉川 ゆうみ
石井 浩郎 小沼 巧 小林 一大 こやり 隆史 藤井 一博 宮本 周司 若松 謙維
石井 正弘 小野田 紀美 高藤 嘉隆 藤川 政人 森 まさこ 和田 政宗
石井 苗子 加田 裕之 斎藤 嘉隆 船橋 利実 森本 真治 渡辺 猛之
磯崎 仁彦 片山 さつき 酒井 庸行 末松 信介 永井 学 舟山 康江 矢倉 克夫
伊藤 孝江 片山 大介 櫻井 充 杉 久武 中西 祐介 堀井 巖 安江 伸夫
伊藤 孝恵 加藤 明良 佐々木 さやか 杉 久武 杉 久武 杉 久武 杉 久武 杉 久武 杉 久武
岩本 剛人 川田 龍平 佐藤 正久 高木 真理 新妻 秀規 本田 顕子 舞立 昇治 山田 雄平
上野 通子 河野 義博 里見 隆治 高橋 はるみ 西田 実仁 牧山 ひろえ

【元国会議員】

元衆議院議長 伊吹 文明
元衆議院副議長 衛藤 征士郎
元衆議院議員 西川 公也
前衆議院議員 石井 啓一
前衆議院議員 宮澤 博行

【総務省】

総務審議官 横田 信孝
自治行政局長 阿部 知明
自治行政局大臣官房審議官 新田 一郎
自治行政局行政課長 植田 昌也
自治行政局行政課理事官 堀 文彦
自治行政局行政課行政書士係長 鈴木 一駿
自治行政局行政課総務事務官 川原 隆志
行政不服審査会事務局総務課長 柴沼 雄一郎

【関係省庁・友誼団体等】

デジタル庁 戦略・組織グループ 省庁業務サービスグループ
出入国在留管理庁長官
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課
こども家庭庁長官官房EBPM推進室
農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ
国土交通省大臣官房総務課
国土交通省道路局道路交通管理課
日本弁護士連合会
日本弁護士政治連盟
日本司法書士会連合会
日本司法書士政治連盟
日本土地家屋調査士会連合会
全国土地家屋調査士政治連盟
全国社会保険労務士会連合会
全国社会保険労務士政治連盟
日本公証人連合会
一般社団法人日本海事代理士会
公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会
日本不動産鑑定士政治連盟
一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会
一般財団法人行政書士試験研究センター

公益財団法人海外日系人協会
一般財団法人日本国際協力センター
一般財団法人建設業情報管理センター
一般社団法人全国建設業協会
公益社団法人全日本不動産協会
一般社団法人行政情報システム研究所
独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター 普及啓発グループ
一般財団法人日本情報経済社会推進協会
レオス・キャピタルワークス株式会社
軽自動車検査協会
一般社団法人全国自動車標協協議会
一般社団法人全国軽自動車協会連合会
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
一般財団法人関東陸運振興センター
公益財団法人全国情報利活用促進協会
一般社団法人日本マンション管理士会連合会
公益社団法人日本獣医師会
一般社団法人日本音楽著作権協会
一般社団法人日本写真著作権協会
一般社団法人日本レコード協会
一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会
一般社団法人日本販売士協会
自由民主党本部
自由民主党本部総務局
自由民主法曹団
自由民主党広島県参議院選挙区第一支部
公明党団体渉外部
公明党広告第一節
公明新聞
駐日フィリピン共和国大使館特命全権大使
原子力損害賠償・廃炉等支援機構
セコムトラストシステムズ株式会社
株式会社ハル
株式会社東京リーガルマインド
株式会社ワイズ
ワイズ公共データシステム株式会社
株式会社日経ビーアール
株式会社表現屋
株式会社日本政策金融公庫
全国信用協同組合連合会

NPO法人おかやま成年後見サポートセンター
東京海上日動火災保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
日本加除出版株式会社
株式会社さよふせい
新日本法規出版株式会社
株式会社大成出版社

【学識経験者・有識者】

元横浜商科大学教授 小林 二三夫
弁護士 佐藤 米生
弁護士日本行政書士会連合会顧問 榎谷 秀剛
丸の内公証役場公証人 原 啓一郎
税理士 樋渡 信也
青山学院大学法学部准教授 府川 繭子
日本行政書士会連合会顧問税理士 矢ノ目 忠
弁護士 山下 清兵衛
日本行政書士会連合会顧問弁護士 山田 正記
弁護士日本行政書士会連合会理事 山本 修三
日本行政書士会連合会顧問弁護士 山脇 康嗣

【日本行政書士会連合会】

名誉会長 遠田 和夫
相談役 日宮 正男
相談役 縮 修二
相談役 宮内 一三
相談役 北山 孝次
相談役 有田 敬
相談役 光宗 五十六

【日本行政書士政治連盟】

名誉会長 北山 孝次
相談役 中西 豊
相談役 田崎 敏男
顧問・前参議院議員自由民主党行政書士制度推進議員連盟前会長 野田 毅
顧問・前参議院議員日本維新の会行政書士制度推進議員連盟 前会長 片山 虎之助
顧問・前衆議院議員立憲民主党行政書士制度推進議員連盟 前会長 赤松 広隆

重要なお知らせ

一般倫理研修受講について

<総務部・中央研修所>

令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。当該研修の受講方法等は、以下の案内を御参考としてください。

1 受講・修了期限（初回）

令和5年8月31日以降の新規登録会員は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講・修了してください（例：令和6年11月1日に登録⇒令和7年2月28日まで）。

【参考】次回期限（2回目以降）

前回修了日から5年後の日が属する年度の3月31日までに受講・修了してください。

（例：令和6年11月1日に修了した場合⇒令和12年3月31日）

2 受講方法

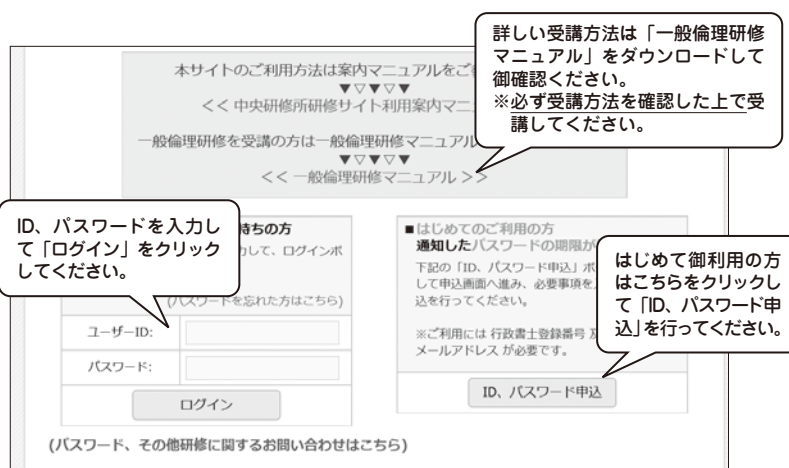
①中央研修所研修サイトにアクセス

日行連ホームページ（<https://www.gyosei.or.jp/>）にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



②中央研修所研修サイトにログインして研修を受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード（初回ログイン時には申込みが必要。）を入力してログイン。「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講（3時間程度）。全講座を視聴後、受講確認テストを受ける（詳細は同サイト内の説明やマニュアルを御確認ください。）。



③受講確認テストに合格後、修了証を発行

受講確認テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックすることで研修が修了。

職務上請求書を購入予定の方は、同ボタンをクリック後に表示される修了証の印刷又はダウンロードをしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も、修了日を確定し、受講を完了させるために、必ず同ボタンをクリックしてください。

【参考】「一般倫理研修の受講について」

日本行政書士会連合会ホームページ（お知らせ）

<https://www.gyosei.or.jp/news/20240329>



注意

【令和7年4月1日以降、現在配信されている一般倫理研修は視聴できなくなります。】

令和7年4月1日に一般倫理研修のリニューアルを行う予定です。それに伴い、現在配信している一般倫理研修（以下「一般倫理研修（令和5年収録）」という。）は配信を停止いたします。そのため、令和7年4月1日以降は、一般倫理研修（令和5年収録）が受講途中であったとしても、それ以降の受講ができなくなってしまいます。現在、受講途中の方につきましては、令和7年3月31日までに修了証発行ボタンを押し、修了されますようお願いいたします。

なお、一般倫理研修（令和5年収録）の修了証については、令和7年4月1日以降も学習履歴から出力することができます。

【修了証の表示方法】

①中央研修所研修サイトにログイン後、「講座一覧」をクリックしてください。

②講座一覧の中の修了証表示ボタンを押下してください。
※一般倫理研修を修了していない場合、修了証表示ボタンは表示されません。

Information

2

＜オンラインセミナー＞

建設業セミナー2025 開催のお知らせ

＜中央研修所・許認可業務部＞

この度、許認可業務部 建設・環境部門において国土交通省 不動産・建設経済局に御協力いただき、来る令和7年4月14日（月）にワイズ公共データシステム株式会社との共催で、行政書士、建設業者及び関連団体の皆様向けのセミナーを開催することとなりました。

建設産業は、生産性向上や働き方改革等の従前からの課題に加え、労働者の処遇改善、急激な資材価格変動等、昨今の環境変化への対応が急務となっています。こうした中、令和5年から開始した建設業許可・経審電子申請を始めとする電子化の推進のほか、令和6年の建設業法改正など行政書士が関与する分野も大きく変化しています。

今回は国土交通省から不動産・建設経済局の平田研局長を始めとする講師の皆様にご講演いただくことで、建設業の今後の動向、課題を把握し、今後の行政書士業務にいかしていただくことを目的とします。

本セミナーはオンライン配信にて実施いたします。PC やスマートフォンを通じてどこからでも視聴可能です。皆様の御参加をお待ちしています。

※詳細等につきましては、日行連ホームページに掲載しています。

特別倫理研修

令和7年度 行政書士申請取次関係研修会 (VOD 方式) の御案内

<申請取次行政書士管理委員会・中央研修所>

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修(申請取次関係研修)について、令和7年度の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末(パソコン・タブレット・スマートフォン)から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD(ビデオ・オン・デマンド)システムに登載されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込み等の詳細については、会員専用サイト「連 con」にて都度、御案内いたしますので、御確認くださいませようお願いします。

各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

<https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori> (連 con ログイン後に御覧いただけます。)



令和7年度(令和7年4月～令和8年3月)開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (会員サイト 詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
実務研修会 (更新)	令和7年4月11日(金) ～4月21日(月)	令和7年 2月上旬	令和7年2月28日(金) ～3月6日(木)	令和7年 5月7日(水)	令和7年 5月13日(火)
事務研修会 (新規)	6月17日(火) ～6月27日(金)	4月中旬	5月8日(木) ～5月14日(水)	7月17日(木)	-
実務研修会 (更新)	7月15日(火) ～7月25日(金)	5月中旬	6月3日(火) ～6月9日(月)	8月7日(木)	8月19日(火)
事務研修会 (新規)	9月5日(金) ～9月16日(火)	6月下旬	7月18日(金) ～7月25日(金)	10月6日(月)	-
実務研修会 (更新)	10月15日(水) ～10月24日(金)	8月中旬	9月2日(火) ～9月8日(月)	11月7日(金)	11月13日(木)
事務研修会 (新規)	11月14日(金) ～11月25日(火)	9月中旬	10月3日(金) ～10月9日(木)	12月15日(月)	-
実務研修会 (更新)	令和8年1月19日(月) ～1月29日(木)	11月上旬	11月26日(水) ～12月2日(火)	令和8年 2月12日(木)	令和8年 2月18日(水)
事務研修会 (新規)	2月20日(金) ～3月2日(月)	12月中旬	令和8年1月7日(水) ～1月14日(水)	3月23日(月)	-

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

○研修会の区分

事務研修会: 入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

実務研修会: 地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、更新を希望する行政書士を対象とする研修会です。

【特例措置】 既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらずお申込みができます。

○受講費用(税込み)

事務研修会: 30,000円 実務研修会: 15,000円

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会: 課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会: 課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

令和7年度 特定行政書士法定研修 募集要項

<中央研修所>

本研修は、行政書士法第1条の3第1項第2号に規定する業務を行うのに必要な行政不服申立手続の知識及び実務能力の修得を目的とし、行政書士法第1条の3第2項に規定する研修（以下「特定行政書士法定研修」という。）として、日本行政書士会連合会会則第62条の3の規定に基づき実施するものです。

所定の講義を受講し、考査において基準に到達することにより研修を修了し、特定行政書士となります。

研修概要

1 受講資格

行政書士
（申込時点において、行政書士名簿に登録されている者）

2 研修内容

以下の「講義」を所定の期間内に所定時間受講し、「考査」において基準に到達することをもって修了となります。

(1) 講義

受講期間内に、各自で、中央研修所研修サイト（ビデオ・オン・デマンドシステム）（以下「研修サイト」という。）に登録されたビデオ講義を受講していただきます。

〈受講期間〉令和7年8月1日（金）～9月15日（月・祝）

〈講義科目〉

科目	時間（コマ数）
行政法総論	18時間 〔約1時間×18コマ〕
行政手続制度概説	
行政手続法の論点	
行政不服審査制度概説	
行政不服審査法の論点	
行政事件訴訟法の論点	
要件事実・事実認定論	
特定行政書士の倫理	
総まとめ	

(2) 考査

令和7年10月19日（日）14：00～16：00に所属の単位会が指定する会場において実施（全国一斉開催）します。

※考査会場は、9月上旬（予定）に本会ホームページ会員サイト「連con」（以下「会員サイト」という。）内で発表いたします。

〈考査問題について〉

上記「講義科目」に関する理解度を測るための考査で、マークシートによる30問択一式問題で行われます。

〈出題範囲及び到達基準点について〉

講義科目（法定研修テキスト及びサブテキスト「行政書士のための行政法」「行政書士のための要件事実の基礎」（いずれも日本評論社刊）を含む）の内容の理解を問う出題となります。

なお、令和7年4月1日現在施行されている法令を基準として出題するため、同日までに施行・確定された法令・判例については、テキスト・サブテキストの内容に係るものである限り、その発刊以降のものも出題範囲に含まれます。

また、到達基準点は、例年およそ6割程度です。

3 申込みについて

(1) 申込期間

令和7年4月1日（火）09：00～

令和7年6月20日（金）17：00

※再受講・再受験を希望される方も期間内の申込みが必要です。

※申込期間は厳守されるようお願いいたします。

(2) 申込・受講料払込方法

会員サイトから特定行政書士法定研修申込ページにアクセスしてお申込みください。

申込受付後、翌週月曜日（休日の場合は、翌営業日）までに受講料入金方法を記載したメールを送信します。

メールに記載されているURLから決済ページにアクセスし、決済方法を選択して支払手続を進めてください（クレジットカード決済・コンビニ決済等）。

※メール及び決済ページに記載されている入金期限は厳守されるようお願いします。

※一度納入された受講料はお返しできません。

4 受講料

8万円（テキスト代含む）

※再受講・再受験の受講料は、次々ページ〈再受講制度について〉を御確認ください。

5 結果通知

修了者の考査受験番号を会員サイト内「特定行政書士法定研修」に掲載（11月中旬（予定））するとともに、受験者の事務所所在地へ郵送（12月上旬（予定））にて通知します。

6 災害発生時等における講義・考査の中止について

災害発生時等、本研修の講義・考査を中止せざるを得ない事由が発生した際、以下の措置を講じる場合がありますので、あらかじめ御確認ください。

〈講義について〉

研修サイトの運用が継続できない場合など、講義ビデオの提供を中止することがあります。

講義中止の場合は、受講期間を延長するなど可能な限り実施に向けた措置を講ずることとしますが、長期間にわたり実施環境が整わない場合には、次年度への振替とします。

〈考査について〉

安全に開催できない恐れがある場合など、考査を中止することがあります。

考査中止の場合は、次年度への振替とします。

7 その他

特定行政書士法定研修に関する情報は、会員サイト内「特定行政書士法定研修」へ掲載するか、若しくはメールにて御連絡いたしますので、随時御確認ください。

研修における諸注意

講義の注意事項

- (1) 受講期間開始前に、申込み時に指定した資料送付先宛てにテキスト・サブテキスト等受講に必要な資料一式を発送いたします（令和7年7月18日（金）予定）。受講期間開始3日前までに届かない場合には、(株)全行団 特定行政書士法定研修受付係まで御連絡ください。
- (2) 送付するサブテキストは、「行政書士のための行政法【第2版】」と「行政書士のための要件事実の基礎【第2版】」です。再受験制度を御利用になる方には、送付しませんので予め御了承ください。
- (3) 講義は、研修サイトでのe-ラーニング研修形式で実施します。自宅又は事務所等で、各自、ビデオ講義を視聴してください。
- (4) 受講に際しては、パソコン、タブレット若しくはスマートフォン等の動画を再生できる機器とインターネット接続環境が必要となります。一部サポート対象外となるブラウザ・機種がありますので、あらかじめ研修サイトにアクセスし、視聴確認をお願いします。
- (5) 研修サイト利用マニュアルに沿って、全ビデオ講義（約1時間×18コマ）を最後まで視聴してください。
- (6) 全講義を100%受講された方のみ、考査の受験が可能となります（2年目自由受講の受講者を除く）。
- (7) 本研修講座の動画及びテキスト等について、講義受講の目的以外の使用又はいかなる形での二次利用も認められません。「中央研修所研修サイト利用規約」に則りビデオ講義を視聴してください。

考査受験票の交付

- (1) 受験票は、全講義の受講終了を確認した後、考査1週間前までにメールで送信します。受験票には、氏名、受験番号・座席番号及び所属単位会、会場名等が記載されています。
- (2) 受験票は、事前に印刷し、考査当日会場に必ず持参してください。
- (3) なお、考査3日前までに受験票が届かない場合、又は受験票の記載事項に誤りがある場合には、(株)全行団 特定行政書士法定研修受付係まで御連絡ください。

考査当日の注意事項

- (1) 当日は、集合時刻に遅刻しないよう、会場への交通手段、所要時間等を事前に確認し、時間には余裕をもってお出掛けください。開始後10分を過ぎた遅刻者は受験できません。
- (2) 当日は、考査受験票、行政書士証票、鉛筆・シャープペンシル（B又はHB黒）及び消しゴムを必ず持参してください。
- (3) 必ず会場の所定の場所で受付を行ってください。受付開始、開場時間は会場ごとに異なりますので、受験票、又は会員サイトのお知らせ等を御確認ください。
- (4) 会場内では、以下の点に御留意ください。
 - ・会場内では、受験票に記載された座席番号の座席に着席してください。
 - ・考査時間中は、受験票、筆記具及び腕時計以外を机の上に置くことはできません。携帯電話やスマートフォン等、時計以外の機能が付いた機器を時計として使用することはできません。
 - ・会場で生じたごみは、各自で持ち帰ってください。
- (5) 当日は、監督員の指示に従い受験してください。また、考査実施中に災害等不測の事態が発生した場合は、係員・監督員等の指示に従い、避難等を行ってください。
- (6) 所持品の管理は各自で行い、忘れ物に十分御注意ください。本会では責任を負いかねます。

結果発表と結果通知

- (1) 修了者の考査受験番号を会員サイト内「特定行政書士法定研修」に掲載（11月中旬（予定））するとともに、受験者の事務所所在地宛てに郵送（12月上旬（予定））にて通知します。
- (2) 修了者には、行政書士名簿への付記手続完了後、所属単位会を経由して、特定行政書士である旨の通知書を交付します。
- (3) 可否・採点内容等についての問合せには、一切応じられません。
- (4) 結果通知書等を紛失した場合は、申出により再発行します（実費負担）。

特例措置の実施

- (1) 身体の機能に障がいのある方で、車椅子、拡大鏡、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望される方には、障がいの状況により必要な措置を講ずることがあります。
- (2) 特例措置を希望される方は、必ず、お申込み前に本会事務局研修課まで御相談ください。事前の連絡なく、直接会場にお越しになった場合は対応いたしかねますので、御注意ください。
- (3) 特別の事情により、研修サイトによる講義を御自身で受講することが困難な場合には、必ず、お申込み前に本会事務局研修課まで御相談ください。

個人情報の取扱い

- (1) 本研修への受講申込みにより御提供いただいた個人情報は、「日本行政書士会連合会個人情報保護規則」に基づき、適正に取り扱います。
- (2) なお、本研修の実施に係る受講者名簿の調製、通知の発送、その他の研修の実施等必要な範囲において利用します。また、受講者名簿等について、本研修の実施に必要な範囲において、都道府県行政書士会に配付する場合があります。その他、同規則17条に基づき、個人情報を第三者に提供することはありません。

その他

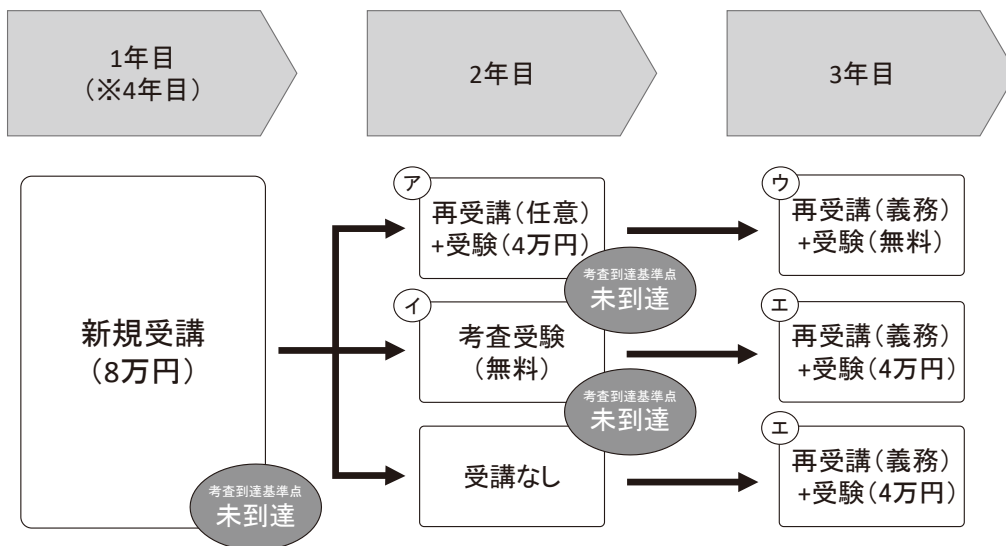
- (1) お申込み後、結果通知書発送予定時期までの間に、行政書士名簿登録事項に変更が生じた場合は、行政書士登録変更手続等所定の手続をお取りになるとともにその旨御一報ください。
- (2) 災害等の発生により研修講義及び考査の実施を変更又は中止する場合には、本会ホームページ又は会員サイトにて発表します。

お問合せ・御連絡先

- 本研修のお申込み手続に係る御照会
 (株)全行団 特定行政書士法定研修受付係 03-6450-1622
- 本研修の内容に係る御照会
 日行連事務局研修課 03-6435-7330

〈再受講制度について〉

当該法定研修では以下のとおり初回受講年度を含む3年間に限り再受講を可能とし、受講料の減免措置を講じています。初回受講年度から4年目以降の受講希望者は、再受講制度の対象外です。新規受講（8万円）のお申込みが必要となりますので御留意ください。



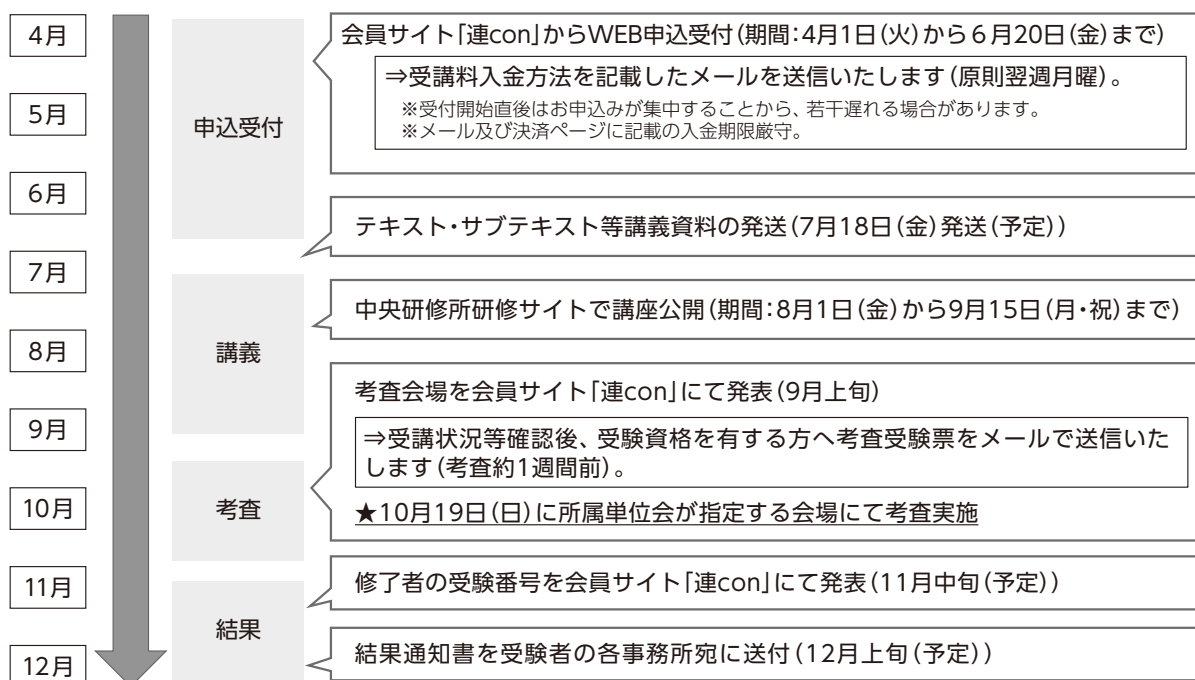
※1年目（※4年目）に全講義（約1時間×18コマ）を100%受講し、考査の受験要件を満たしていると判定された方が対象です。

※2・3年目にお申込みをしていない場合も初回受講年度から3年を経過した場合は、新規受講（8万円）のお申込みが必要です。

※2年目・3年目の方は、WEB申込フォームから上記㉑～㉓のいずれかを選択してください。

※2年目の㉑については、講義受講は任意です。講義を受講しない場合でも、全講義の受講を修了したものとし、考査を受験することができます。

〈特定行政書士法定研修 申込み・受講手続の流れ〉（予定）



〈WEB 申込手順〉

1 会員サイト「連con」にアクセス

「日行連ホームページ」のトップページのバナー又は「会員ログイン」から、会員サイト「連con」にアクセスしてください。

2 申込専用サイトにアクセス

「連con」のトップページから、研修・セミナー>特定行政書士法定研修>令和7年度特定行政書士法定研修の御案内をクリックし、「特定行政書士法定研修申込・決済サイト」にアクセスしてください。

3 アカウント登録・申込み

サイトに記載の利用方法に従ってアカウント登録を行い、受講の申込みをしてください。

4 受講料の支払

申込み後、入金案内がメールで届きますので、メールに記載のURLから決済画面にアクセスし、下記四つの支払方法の中から一つを選択し、入金してください(入金後、支払完了メールが届きます。)

〈受講料の支払方法〉

各種支払方法を選択できるようになりました！

(1) クレジットカード



(2) コンビニ



(3) ATM(ペイジー®)



(4) ネットバンキング



※各種支払方法には一部提携外の機関がございます。詳しくは申込みサイトを御覧ください。

特定行政書士ブラッシュアップ研修の御案内

<中央研修所>

中央研修所では、特定行政書士制度発足当初の平成 27 年度から、特定行政書士となられた方を対象に、より実践的な知識を修得していただくことを目的に、中央研修所研修サイトを利用したビデオ・オン・デマンド方式で「特定行政書士ブラッシュアップ研修」を開催しています。

弁護士として行政事件を中心に取り扱われている水野泰孝弁護士を講師に迎え、これまでに六つの講座を制作・公開し、大変多くの好評をいただいています。

そこで、令和 6 年度も引き続き水野泰孝弁護士を講師に迎え、「審査請求実務の基本を学ぶ—不作為についての審査請求を中心に」の講座を新たに開設する予定です。

詳細につきましては、令和 7 年 3 月末日までに会員サイト「連 con」に別途案内を掲載いたしますので、この機会に是非お申込みください。

研修内容 身構えることなく、また、抵抗感なく、審査請求を使いこなすことができるよう、原点に戻り、不作為についての審査請求（行審法 3 条）を中心に、審査請求実務の基本を学んでいきます。

講師 水野 泰孝 弁護士

受講料 5,500 円（税込） / 1 講座

申込方法 中央研修所研修サイトからお申込みください。

※同サイト内で研修のお申込み・受講料の決済を行うことができます。



QR コードから中央研修所研修サイトにアクセスすることができます。

URL : <https://gyosei.informationstar.jp/>

～ 講師紹介 ～



水野 泰孝 弁護士

【経歴・活動】※令和 7 年 3 月時点

(現 職) 日本弁護士連合会行政問題対応センター事務局長

水野泰孝法律事務所代表弁護士

(過 去) 早稲田大学大学院法務研究科准教授（任期付き、実務家教員）令和 6 年 3 月まで

(活 動) 日々の弁護士業務の中心として行政事件を取り扱う。住民・国民側の代理人のみならず、行政側の代理人や顧問弁護士、非常勤職員、各種委員など、立場を問わずに、行政事件・行政問題に関与する。東京都の特別区での審理員の経験があり、多くの審査請求の代理人も務める。

(著 作) 「自治体の審理手続に役立つ実務 Q & A」（共著／第一法規／2024 年）
「行政不服審査法の実務と書式（第 2 版）」（共著／民事法研究会／2020 年）

「申請をしているのにいつまで経っても許認可が下りない。」そんなときに武器の一つとして使えるのが、「不作為についての審査請求」（行審法 3 条）。この実践的な使い方を中心に、審査請求実務の基本を一緒に学び、審査請求を行うことへの抵抗感をなくしていきましょう。

令和7年度専修大学大学院司法研修開講の御案内

<中央研修所>


日行連中央研修所では、平成16年から専修大学大学院と連携して司法研修を開講しています。

令和7年度は、「法律学応用特論（高リスク到来社会に対応する行政救済法の研究）」をテーマに5日間の集中授業で各回3コマの計15コマで講義を実施します。

近年、いまだかつて経験したことのない災害が多発しています。令和7年度は、高リスク到来社会が提起する行政救済法の課題について、行政法担当の山田健吾教授と、山下竜一教授の2名体制の下で講義を進める予定です。

今後ますます社会的ニーズの高まる業務分野の基本知識として、法律知識をしっかりと習得し、「身近な街の法律家」として国民の皆様の期待に添えるよう、より多くの会員の皆様に御受講いただければと思います（詳細は次ページの募集要項を御確認ください）。

***** 講師御紹介 *****


山田 健吾 教授 (法学部)	《プロフィール》 1993年 専修大学法学部卒業 1999年 名古屋大学 法学研究科 政治学 博士後期課程 単位取得満期退学 現 在 専修大学法学部教授 (担当科目) 「行政法I・II」、「行政救済法I・II」
	

【講師からのメッセージ】

2024年1月1日、能登半島地震が発生しましたが、現在に至るも復旧、復興は十全には進んでいません。8月8日に日向沖地震の発生を受けて、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表されました。地震だけではなく、気候変動を要因とする豪雨災害が頻発し、激甚化しています。我が国の災害は自然災害だけではありません。2011年に福島原発事故が発生し、原子力緊急事態宣言が発令されましたが、解除されずに今に至っています。このような中で、原子力施設の再稼働が進行中です。

我が国は、様々な「災害」に対処せざるを得ないわけですが、そのために、災害対策基本法を始めとする災害法制を整備してきました。ただ、災害予防、応急対策、復旧や復興の仕組みが同法制で十全といえるかについて議論のあるところ。政府は、同法制でも対処できない事態が想定されるとして、その事態に対処するためとして、2024年9月に地方自治法を改正し、補充的指示権を法定化しました。

本講義では、現行の災害法制の仕組みを分析するとともに、災害における行政救済法の解釈論上の問題点を整理することを通じて、災害法制の限界とこれを克服するための課題を、皆さんと一緒に考えたいと思います。

山下 竜一 教授 (法学部)	《プロフィール》 1985年 京都大学法学部卒業 1990年 京都大学大学院法学研究科 博士後期課程研究指導認定退学 1990年 京都大学法学部助手 1991年 大阪府立大学経済学部講師 1995年 大阪府立大学経済学部助教授 2002年 北海道大学大学院法学研究科教授 現 在 専修大学法学部教授 (担当科目) 「行政法II」、「地方自治法II」、「警察行政法」
	

【講師からのメッセージ】

今や日本のどこに住んでいても災害に巻き込まれる危険性があるといっても過言ではありません。私も、1995年1月に起きた阪神・淡路大震災では、兵庫県宝塚市の実家が被災し、電車の止まった線路を歩いて救援物資を持って行きました。2018年9月に起きた北海道胆振東部地震では、札幌で3日間停電の中で暮らしました。また、2011年3月に起きた東日本大震災に伴う福島第一原発事故は、私の研究テーマの一つです。

行政法の分野では、最近、災害法を体系的に解説する著書が出版されてきています。本講義では、私は、行政不服審査や取消訴訟等の仕組みの解説を担当する予定ですが、これらの著書を参考に、災害法を意識しながら授業したいと考えています。

専修大学大学院における令和7年度司法研修 募 集 要 項

本会では、平成16年度から、専修大学大学院の御協力を得て、司法・準司法制度の一角を担うに足る資質の担保を目指して、必要な能力を身に付けるための司法研修を展開してまいりました。令和7年度は「法律学応用特論（高リスク到来社会に対応する行政救済法の研究）」をテーマに開講いたします。

高リスク到来社会が提起する行政救済法の課題について、行政書士業務と関連する講義を行う予定です。

隣接法律専門職種としての位置付けを得ている行政書士が、より一層の法的素養を積み、更なる飛躍を目指す上で意義があり、また、権利義務・事実証明書類の作成等の分野で活躍する行政書士を筆頭に、全会員にとって大変有益と思われるので、多くの方の受講を期待いたします。

本講義は専修大学大学院での正規の授業として実施します。科目等履修生として一般の大学院生と同じ立場で学習することとなりますので、成績や受講態度が悪ければ単位認定されません。誠意と熱意をもって講義に臨まれるようお願いいたします。

なお、最少開講人数（30名）が設定されています。申込者が30名に満たない場合には開講されませんので、あらかじめ御承知の上、お申込みくださいますようお願いいたします。

1. 目的

大学院科目等履修生として高度な専門分野の研究を行い、将来において、司法・準司法制度の一角を担える人材の育成を目指すことを目的とします。

2. 出願資格

出願時点で、大学又は大学院を卒業している会員、若しくは高等学校卒業後の行政書士業務歴を5年以上又は短大卒業後の行政書士業務歴を3年以上有する会員を対象とします。

3. 講義概要

(1) 科目名・単位数及び担当講師

科 目 名	単位数	担当講師
「法律学応用特論（高リスク到来社会に対応する行政救済法の研究）」	2単位 (15コマ)	専修大学 法学部 山田 健吾 教授 (9コマ) 法学部 山下 竜一 教授 (6コマ)

(2) 受講上の注意

- ①事前に教材と予習範囲が指定されますので、必ず指定された予習をした上で出席してください。また、レポートの提出やテストがあり、総合的評価の結果、単位を取得できない場合があります。出席して講義を聴いているだけの研修ではありません。
- ②厳格な出席管理が行われ、出欠状況が単位認定の評価に影響しますので、御承知おきください。
- ③受講に当たっては、行政書士の品位を保ち大学の秩序を乱す行為をしないよう心掛けてください。
- ④総合的評価の結果に基づき、大学院の単位が与えられます。単位修得者は証明書発行料金（和文400円、英文700円）の負担により令和8年4月以降に単位修得証明書の発行を受けることができます。
- ⑤図書館等の大学の施設利用については、ガイダンスの際に大学側から説明がありますので、それに従ってください。
- ⑥講義では授業内容に関する質問は可能ですが、実務に関する個別の案件についての質問にはお答えできません。

(3) 開講日 (予定)

	講義日程 (予定)
ガイダンス	第1回開講前に実施します。
第1回	令和7年10月18日(土)
第2回	10月25日(土)
第3回	11月1日(土)
第4回	11月15日(土)
第5回	11月22日(土)

■各開講日とも、2～4時限(90分×3展開)の開催となります。

2時限(10:45～12:15)
 3時限(13:05～14:35)
 4時限(14:50～16:20)

(4) 受講場所

専修大学 神田校舎

東京都千代田区神田神保町3-8(専修大学ホームページ:<https://www.senshu-u.ac.jp/about/campus/>)

(5) 定員

50名程度(所属会不問)

4. 費用

48,000円(内訳:登録料12,000円+履修料36,000円)

※登録料・履修料については、一定の審査を経て入学決定後、本会にお振込みいただきます。本会が一括して専修大学に納入することとしています。

5. 出願方法

会員専用サイト「連 con」(<https://www.gyosei.or.jp/members>)内にある以下の要項を御確認の上、必要書類を整え、期間内に日行連に御提出ください。

日行連ホームページ > 会員ページ(連 con) > 研修・セミナー > 業務関係研修・セミナー
 > 「令和7年度専修大学大学院における司法研修の出願方法について」

6. 出願期間

令和7年2月3日(月)～令和7年3月7日(金) <締切日消印有効>

【お問合せ先】日行連事務局研修課
 TEL: 03-6435-7330



令和6年能登半島地震に係る支援金及び義援金について

<大規模災害対策本部>

令和6年能登半島地震において募集しました支援金及び義援金につきましては、令和6年12月27日をもって募集を終了し、支援金 11,316,131 円、義援金 2,265,700 円、総額 13,581,831 円が寄せられましたことを御報告いたします。御協力くださった皆様におかれましては、心より御礼申し上げます。

お預かりした募金につきまして、既に支援金の一部は被災地域の単位会（石川会、富山会、新潟会、福井会）に分配して支給していますが、その残額については、今後の災害支援活動に活用するべく、本会の災害助成基金引当資産に繰り入れることといたしました。また、義援金については、会員の被災状況に応じて分配する予定です（支援金及び義援金の分配結果につきましては、追って本誌及び本会ホームページにて御報告いたします。）。

なお、募集の終了後に振込みがあったものにつきましては、今後、同様の災害が発生した際の支援に充てさせていただきます。

引き続き、御理解御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和6年度調停スキルに関する研修 in愛知 開催報告

<裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部>

裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部では、愛知会の御協力の下、令和7年1月27日に「令和6年度調停スキルに関する研修 in 愛知」を開催しました。当日は、行政書士会員約420名の参加申込をいただき、愛知会会議室での会場参加とYouTubeでのオンライン配信のハイブリット方式にて実施しました。

研修会の前半では、「大規模災害発生時のADRの活用について」をテーマに愛知会の竹田会長と当本部の杉山本部長による対談を実施しました。対談では、内閣府との協定締結（本誌12月号（No.625）1～2ページを参照。）に伴う本会の対応や愛知会の取組について紹介するとともに、昨今頻発する大規模災害発生時におけるADRの活用についても話が及びました。

研修会の後半では、「行政書士のための相談業務スキルアップ入門講座」をテーマに当本部の杉山本部長が講師を務めました。行政書士が行うADRは「対話促進型」という手法を用いており、傾聴を始めたADRでよく使うスキルを学び、実践することで、相談業務スキルの向上を図りました。

ADRの調停技法は日頃の行政書士業務にも大いに役立つものであり、ADRになじみが薄い会員の皆様にも有意義な研修会になったのではないかと思います。



重要なお知らせ

「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に係るお知らせ

＜広報部＞

令和6年7月24日の理事会において「日本行政書士会連合会会報の発行及び送付に関する規則」（以下「規則」という。）の一部改正及びデジタル化の実施時期についての承認を得て、対応を進めることとなりました。つきましては、令和6年10月号から会報の発送方法が変更されましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 概要

これまで、日行連会報誌「月刊日本行政」（以下「会報」という。）は、紙版に加え、電子版を日行連ホームページ及び会員専用サイト連 con（以下「連 con」という。）に掲載していましたが、今回の規則改正により、会報の将来的な発行及び送付の完全なデジタル化を見据え、会報の送付について、電子版をホームページ及び連 con に掲載することによって紙版を送付したものとみなすこととされました。

紙版と電子版による会報の発行及び送付のスケジュールについては、2のとおり行うこととされました。各会員におかれましては、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2. 令和7年10月号までの会報の発送・電子版の掲載スケジュール

形式	第一弾（令和6年10月号～令和7年3月号）					第二弾（令和7年4月号～）						
	発行日 10月25日	11月25日	12月25日	1月25日	2月25日	3月25日	4月25日	5月25日	6月25日	7月25日	8月25日	9月25日
紙版発送	10・11月号	-	12・1月号	-	2・3月号	-	5月号	-	7月号	-	9月号	-
電子版掲載	11月号	12月号	1月号	2月号	3月号	4月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号

第一弾（令和6年10月号～令和7年3月号）

- ・紙版は2か月に1回、2号分をまとめて奇数月に送付
- ・電子版は毎月、ホームページ及び連 con に掲載



第二弾（令和7年4月号～）

- ・紙版は2か月に1回、奇数月分のみを送付
- ・電子版は毎月、ホームページ及び連 con に掲載



3. メール配信機能のお薦め

令和5年9月の連 con のリニューアルに伴い「連 con に会報の電子版が掲載されたことを通知するメール配信機能」が追加されています。



配信されるメールの本文中には該当号の PDF データの直接リンクや概要が掲載されるなど、大変便利な機能となっていますので、この機会に是非利用登録をしていただき、御活用ください。

「月刊日本行政」 電子版の掲載に係る メール通知の受取方法

会員専用サイト「連 con」の利用登録

利用登録あり

利用登録なし

- ① ログイン (ID・パスワードを入力)
- ② マイページ (ログイン後にマイページに遷移)
- ③  をクリック
- ④ 「新着月刊日本行政」を「受け取る」に変更
- ⑤  をクリック

「ログインページ」の「利用登録」ボタンから利用登録をお願いいたします。
<https://www.gyosei.or.jp/user/register>



利用登録後

ログインページ



① ID・パスワードを入力後ログイン

② マイページ



③ 変更する

変更画面



④ 「受け取る」に変更

⑤ 保存 (保存完了後マイページへ遷移します)



※電子版の会報発行をお知らせするメール配信機能の利用によって、紙版での受取の停止を希望される方は、所属単位会を経由して日行連に御連絡ください。

Pick UP! 単位会

各単位会の取組をお知らせします。

石川県

行政書士会

石川県商工労働部と外国人材雇用企業に対する 相談業務委託契約を締結しました



人口減少や少子高齢化による人手不足が深刻化する中、外国人労働者及び外国人雇用事業所が年々増加していますが、多くの企業が外国人材の雇用や定着に関する課題を抱えていることから、これらの企業を支援するため、石川県は令和6年8月1日に「石川県人材確保・定住推進機構」が運営する「いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）」内に「いしかわ外国人材活用ワンストップセンター」を開設しました。このワンストップセンターにおいて、外国人材の雇用管理に課題を抱えている企業からの相談に対応するため、石川県商工労働部と当会との間で、相談対応業務の委託契約を締結いたしました。

当会では令和元年から、在留資格制度や企業における外国人労働者受入環境整備に精通している行政書士で構成された「外国人材受入サポートセンター」を運営しており、外国人材受入れに関する相談対応や申請手続の支援、セミナーの講師派遣を行ってまいりました。

今般、ワンストップセンターからの相談業務に対応するに当たり、当サポートセンターが中心となり、相談員の募集、必要な知識・相談手法の研修の実施、事業推進のための組織づくりを進めています。今後更に複雑化していく外国人雇用に対応できる支援体制の強化を目指していきます。

当サポートセンターの活動が、企業と外国人労働者の相互理解を深め、より良い外国人材雇用の形を実現するための一助になればと考えます。



大阪府

行政書士会

OBCラジオまつり ふれあい広場2024に参加



大阪会では、令和6年11月23日に、大阪城公園「太陽の広場」において開催された「OBCラジオまつり ふれあい広場2024」に無料相談ブースを出展しました。

PRグッズは、準備していた1,200部を相談ブース前にて全て配ることができ、また、例年より積極的に来場者の方からPRグッズを取りに来ていただけるなど、市民の方々に行政書士をアピールできていると実感できる場面がありました。

ふれあいステージでの登壇では、行政書士の仕事のほか、法教育といった社会貢献活動などについて説明しました。ステージと一緒に登壇したユキマサくんは、説明に合わせて頷いたりポーズを決めたりするなど和やかな雰囲気作りをしていました。降壇後もブース前でPRグッズを配布したり、子供や女性を中心にツーショット写真を撮ったりするなど、日行連の公式キャラクターとしての役割を十二分に果たしてくれました。

相談ブースでは、63件の相談があり、今年は新たにエンディングノートを作成して相談者の特典としたところ、来場者の中には「エンディングノートがもらえるなら相談してみようかな」と相談される方がいたり、相談者からは「親戚のためにもう1部欲しい!」という声があったり、とても好評でした。また、来場者からも「去年は〇〇先生に相談できてとても勉強になりました」というお声をいただき、毎年イベントへ参加している効果を感じる場面もありました。

風も冷たくとても寒い一日ではありましたが、直接多くの市民の方々と触れ合うことができ、また、行政書士を知っていただく良い機会となりました。



山梨県

行政書士会

身延町と大規模災害時における被災者支援協定を締結



令和6年12月17日に山梨会は、身延町と大規模災害時における被災者支援を目的とする協定を締結しました。本協定では、同町の要請に基づき、当会の行政書士によるオンライン相談窓口の設置、被災者の相談業務、罹災証明申請書の作成・申請代行などの支援を行うこととしています。

同町は山梨県南部に位置し、日本三大急流の一つ、富士川が町の中央を流れ、東西に美しい山々が連なる自然豊かな町です。近年は堤防の強化や防災インフラの整備に取り組み、上流域の降雨や地震等の災害に備えた地域づくりを進めています。

締結式で望月幹也町長は、「災害はいつ、どこで起きるか分からない。被災者が最も求めるのはスピード感であり、災害時に協力が得られることは非常に心強い。本協定により、早期の災害復旧と被災者の生活再建が図られるものと考えている。協力をいただきながら防災・減災に取り組みたい。」と述べ、当会の有賀一雄会長は、「以前は、災害は忘れた頃にやってくると言われていたが、近年、災害は忘れる間もなく発生している。その中で、どのような支援ができるかを常に考えている。災害は年末年始や年度末に起こることも多く、廃車の手続であったり、急がなければならない手続の際に御活用いただければありがたい。」と話しました。

今後も当会は、災害時に迅速な支援を行えるよう、各市町村と連携を強化し、地域の事情に応じた支援体制の構築に取り組んでまいります。



三重県

行政書士会

三重会会長が三重公証人会会長と対談



令和6年12月23日に、三重会の若林三知会長が三重公証人会の緒方淳会長と対談を行いました。この対談では、行政書士と公証人が共に「トラブルを未然に防ぐ」「リスクに備える」という役割を担い、予防法務の専門家として社会に貢献している点について意見を交わしました。

緒方会長から、行政書士が依頼者と公証人の橋渡しとなり、依頼者の思いや背景を丁寧に伝えることで、公正証書の作成がより円滑に進む具体的な事例を御紹介いただきました。また、「元気なうちに準備をしておくことが安心した老後生活の基盤となる」との考えを両会が共有し、遺言や任意後見契約など、人生の節目における備えの重要性を広く市民に伝える必要性についても意見が一致しました。

さらに、両会は公正証書作成や会社設立時の定款認証などでの更なる協力に加え、令和5年度から日行連と日本公証人連合会が進めている遺言や任意後見制度の普及活動においても連携を強化していくことを確認。その取組の一環として、本年3月1日(土)に「老後の安心セミナー～行政書士と公証人と一緒に考える未来～」を共催し、市民に向けた広報・啓発活動を展開していく予定です。

対談の内容は当会 Facebook のリンクから御覧ください。
<https://x.gd/vUvog> (ログインせずに御覧になれます。)



もう一つの選択肢

裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部 副本部長 伴 将史

米国の元大統領ジミー・カーター氏が2024年12月29日に逝去されました。1977年から1981年までの間大統領を務め、歴代の大統領で唯一の100歳の誕生日を迎えた人物であると伝えられています。同氏の死去の報道を受け、ADR（裁判外紛争解決手続）の歴史的な背景に思いをはせ、その意義について考え直す機会となりました。本誌においてADR推進本部からODR（オンラインを用いた紛争解決）や特定和解など、ADRに関する新しい動きについて詳述してまいりましたが、この場を借りて紛争解決の方法について改めて見つめ直したいと思います。

1 ADRが誕生した歴史的背景

1960年代から1970年代の米国は、人種やマイノリティーへの差別に対する抗議運動やベトナム戦争への反戦運動などを通じて、権利意識や人権意識が高まり、また、1964年の公民権法の制定により多文化主義が高まり、自己決定権が広く認識されるようになりました。個々の独自性を維持しながら共存する社会を目指す多文化主義と、自分のことは自分で決めることを権利として保障する自己決定権の確立が、その後のADRの誕生に大きく寄与することになりました。当時の米国社会で活躍した人物はマーティン・ルーサー・キング牧師、ジョン・F・ケネディ大統領、リンドン・B・ジョンソン大統領などでした。

一方で、当時の米国は、多民族国家であるがゆえの価値観、文化、宗教などの相違による紛争の解決手段として、慣習や個人的価値観ではなく、法による規律を望みました。これが法化社会と呼ばれるもので、人々が法律をよく理解し法規範に従って解決することが望ましいと多くの人が考え、また、そうするための法律や施設（裁判所等）が整備されているような社会状態を意味します。

しかしながら、法による解決、すなわち裁判に

よって解決を求めるとなると費用も時間も要することから、次第に裁判手続を簡略化した非法化社会に移行することになりました。非法化とは、紛争解決の現場からできるだけ法的煩雑さを減少させ、裁判を簡略化、迅速化しようとする試みであり、例えば、仲裁や司法の専門家でない者による調停などが挙げられます。

さらに、裁判手続そのものではなく、紛争の当事者同士が自ら解決するという反法化という概念が誕生しました。反法化とは、前述の当事者による自己決定権に基づく解決を尊重することを土台とした考え方であり、儀式化した裁判手続ではなく、紛争に関する和解内容とその履行を自分たちで模索する、そして、その解決を中立的な第三者が支援する紛争解決の方法を意味します。

ADRという裁判外による紛争解決手続は、このような歴史的な経緯を経て誕生しました。

2 裁判と対話

「貸したお金を返してほしい」、「サービスを提供したから報酬を支払ってほしい」、「犯罪被害に遭ったから損害を賠償してほしい」などの課題は、裁判を通じて解決できる問題かもしれません。

一方で、法律を適用しても一律に解決できない問題があることも事実です。例えば、同性婚を始めとする性的指向や中絶を権利として保証するかなどの価値観に関する問題、AI・人工知能やクローン技術・遺伝子操作、ロボットや無人機による軍事目的の機器の導入など、今後の科学技術の発展に伴う人としての倫理観に関する問題などが挙げられます。また、もっと身近な話題として、漬物の多様性について、日本人はたくあんが世界で最もおいしい漬物であると思っているとして、一方で、韓国の人にはキムチが、中国の人にはザーサイが、欧州ではピクルスがそれぞれ最もおいしい漬物であると思っている場合、どの漬物が最もおいしいのかを議論するのは不毛であるという文化や価値観の相違に起因する問題があります。さらには、捕鯨と鯨食という文化は一定の合理性や歴史的な背景のある日本独自の文化ではあるものの、他国では受け入れられないという問題などは、法律の適用が難しい課題であり、対話によって解決すべき問題であるかもしれません。

人々の正義感が多様化し、普遍的な正義を求めること自体、意味を成さない中、裁判による解決が必ずしも現実的でない場合、価値観の違いこそあれ、どれもお互いに尊重し合える考え方がこれからはますます求められるものと感じています。私たち行政書士 ADR センターは、調停の専門家として、紛争の当事者がその解決に向けた自己決定を最大限に支援するという対話促進型による調停を目指しており、また理念としています。その目的や役割は、様々な場面で活躍できるものと期待しています。

3 もう一つの選択肢

前述の ODR は ADR を手軽に利用するためのツールであり、また、特定和解は ADR に、より実効性を持たせる制度です。ADR は紛争解決の方法として歴史的に導入された一つの試みであるものの、裁判による解決が必ずしも妥当でない場合

の一つの、しかし、紛争の当事者にとって確かな解決方法として機能するものとして発展してきました。

私たち行政書士 ADR センターが実践する対話促進型調停では、紛争の当事者に解決に向けた自己決定を徹底的に任せることにより、当事者がその決定を体験する場所を提供することを目的としています。そこで得られた合意は、強制執行に頼らずとも、調停のプロセスを当事者が意識することにより、守られやすいものになります。なぜなら、この調停によって形成された合意は、対話を通じて紛争を競争的なものから協調的なものへと変化させ、それによって履行可能性の高い解決を導くためです。

対話促進型による調停が紛争の当事者にとって、その解決のための裁判に代わるもう一つの、そして確かな選択肢として活用できるものと期待します。

VOD 紹介 「環境法規制とその社会的意義」

～ 今こそ見直そう中央研修所の研修コンテンツ! ～

<中央研修所>

今月は業務研修〈産業廃棄・環境〉の中から、「環境法規制とその社会的意義」を紹介します。本研修は、環境問題への対応に不可欠な法的知識を、行政書士がどのように実務に活用できるかについて具体的に解説しています。特に、中小企業や地域コミュニティを支援する行政書士にとって、業務拡大や新たな分野への進出を考える上で非常に参考になる内容です。環境分野に興味のある方は、この機会に是非御視聴ください。

● 研修情報 ●

講師

上智大学 法学部

地球環境法学科 教授

北村 喜宣 (きたむら よしのぶ) 様

講義時間

約2時間40分

受講料

無料



■ 研修の概要

1. 環境法の意義と基本理念：行政書士の視点から

環境法は、私たちの生活や経済活動と密接に関わる法分野です。その基本理念として、以下のような考え方が挙げられます。

公共の福祉と財産権の調和

憲法第29条で保障された財産権も、公共の福祉に適合する形で行使する責務があります。環境法は、このバランスを実現するための重要なツールであり、行政書士がその理解を深めることで、企業や市民への法的アドバイザーとして貢献できます。

汚染者負担原則と拡大生産者責任

環境負荷を与える事業者がその対策費用を負担すべきであるという汚染者負担原則や、製造者が製品のライフサイクル全体に責任を持つ拡大生産者責任が強調されています。これらの原則は、地域事業者の法令遵守支援や環境マネジメントにおいて重要な役割を果たします。

2. 環境規制の仕組みと具体例：実務に役立つ知識

水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、廃棄物処理法など、代表的な環境法の仕組みや特徴について具体例を交えて解説しています。

水質汚濁防止法の規制とその特徴

水質汚濁防止法では、有害物質や汚染状況に応じた排水基準の遵守が求められています。特定施設の届出や排水基準の遵守義務、自治体による上乘せ条例の制定、事故発生時の応急措置や罰則規定など、行政書士がこれらを十分理解することで、企業への助言や支援がより効果的になります。また、非意図的排出とされる排水口の概念についても、企業にとって重要な助言内容の一つです。

廃棄物処理法の規制とその特徴

近年、不適正処理や不法投棄への対応が強化されています。一般廃棄物は市町村が責任を負い、産業廃棄物は排出者責任が原則とされるなど、それぞれの制度設計が異なる点を理解することが重要です。行政書士は「行政処分の指針」などを活用し、クライアントが法令を遵守し適切に処理を行えるよう支援する役割を担います。

3. 最近の環境法の特徴：最新動向と将来展望

近年の環境法は、持続可能な社会を目指し進化しています。注目すべき動向として以下が挙げられます。

新しいタイプの環境法の登場

明確な基準を設けず、「環境負荷の低減（発生抑制）」という方向性を示しながら、その達成方法を事業者に委ねる新しいタイプの環境法が登場しています。

プラスチック資源循環促進法

EUのサーキュラーエコノミー政策の影響を受け、国内でもプラスチック製品の使用削減やリサイクル促進が進められています。このような規制の背景、事業者の対応方法、そして行政書士としての支援の可能性について解説されています。

4. 行政手続法との関係：適正な法運用のために

環境法は行政手続法と密接に関わっています。特に、行政書士として押さえておくべきポイントは次のとおりです。

申請手続と審査基準

環境法に基づく許認可の申請や不利益処分には、法令の定めに従った審査基準が必要です。本研修では、基準の適切な設定や公表が行政手続法で求められる理由について事例を交えて解説しています。

事例から学ぶ行政の実態

例えば、自治体での景観条例や太陽光パネル設置規制の運用における事前協議手続が、法的根拠を欠いた状態で行われることがあります。このような問題を行政書士が指摘することで、行政手続の適正化を図り、社会に貢献する機会が増えています。

5. 行政書士が果たすべき役割：業務拡大のヒント

研修の中では、行政書士がどのように環境法実務に関わり、地域社会や事業者に貢献できるかが具体的に示されています。

行政ドックへの参画

環境法の遵守状況を外部から点検する「行政ドック」に行政書士が参加することで、行政の透明性を高め、市民の権利保護に貢献することができます。

新たな業務領域への進出

例えば、空家法や再生可能エネルギー事業に関連する条例への対応支援など、行政書士の専門知識をいかせる分野は広がりつつあります。本研修を受講することで、新たな業務展開の可能性を見いだすことができます。

《中央研修所研修サイト 視聴方法について》

- ①「日行連のホームページ」のトップページのバナー又は右記 QRコードから中央研修所研修サイトへアクセス。
- ②「講座一覧＞業務研修＞産業廃棄・環境＞
〈産業廃棄・環境〉環境法規制とその社会的意義」を選択し、該当講座を受講。



↑ 研修サイト QR コード

第39回 年金分割について

<法務業務部>

(担当：浅草公証役場 公証人 澤野芳夫)

今回は、離婚の際に問題となる年金分割について検討していきましょう。



ユキマサくん

3月といえば卒業式のシーズンだね。

そうですね。小学校から大学まで、一緒に学んできた仲間や恩師の先生方との別れを思い、少し感傷的になる面もありますね。でも、街中で、次のステップに踏み出す意気込みを胸にした若い卒業生たちを見掛けると、とても清々しい気持ちになりますね。



ミネルヴァくん



ところで、公証役場では、離婚給付等の公正証書を作成する際に、年金分割の合意の条項を入れることがあると聞いたけれど、どういうことかな。

年金分割というのは、厚生年金の保険料納付記録(標準報酬)を分割する制度です(厚生年金保険法78条の2第1項1号、第3項)。



難しくてよく分からないな。

これまで、我が国では、夫が仕事に行き、妻が育児や家事をして家庭を支えるという形態が多かったのですが、離婚した後、夫は厚生年金を受け取れるのに、妻は厚生年金がゼロ又はほとんどもらえないという事態となり、不公平が生じていました。この不公平さを是正するための制度が年金分割制度です。平たく言えば、婚姻期間中に一方の配偶者が支払った保険料の納付記録を夫婦で分けるものです。例えば夫が1,000万円の保険料を納付したとし、分割割合を0.5として年金分割をした場合、夫婦それぞれが500万円の保険料を納付したことになります。



そうすると、500万円ずつ年金をもらえることになるの？

これに給付乗率(婚姻期間によって異なります)を掛けることによって年金額が決まります。また、夫及び妻の年金は、それぞれが婚姻期間以外に納付した保険料も計算の対象となるので、年金分割の分割割合を0.5としたとしても、将来受け取る年金額を単純に半分にするというものではありません。



年金分割の対象となる年金は、限定されるのかな。

公的年金には、国民年金と厚生年金があります。そのうち、年金分割の対象となるのは、厚生年金の部分だけです。



よく年金を建物にたとえることがあるね。1階部分の国民年金、2階部分の厚生年金。そうすると、年金分割の対象となるのは2階部分の厚生年金だけで、1階部分の国民年金は対象とならないの？

はい、そうです。ちなみに、3階部分といわれる公務員独自の共済年金(職域加算)や民間企業が設けている企業年金制度の年金も年金分割の対象となりません。



民間の会社員、公務員、学校教職員などの年金については、年金分割が可能だけど、自営業者は国民年金のみなので年金分割はできないんだね。

はい。そのようになります。



年金分割にはどんな種類があるの？

合意分割と3号分割があります。合意分割は、離婚する夫婦が年金を分割する合意と分割割合の合意をするものです。





二人の協力がなければできないんだね。

はい。二人で合意書を作成して年金事務所に申請することになります。



公正証書でも作成できると聞いたけれど。

離婚給付等契約公正証書を作成する際に、年金分割の条項を入れることが可能です。この公正証書を作成しておくこと、離婚後、年金分割を申請する際、年金分割を受ける配偶者が一人で年金事務所に行くと、年金分割の申請ができます。公正役場から、離婚の合意と年金分割の合意の部分だけを記載した公正証書の抄録謄本を交付されますので、申請に当たり、この抄録謄本を添付する必要があります。ちなみに、年金分割の合意を公正証書に条項として入れると、1万1,000円の手数料が必要となります。



必ず公正証書によることになるの？

数としては少ないけれど、年金分割の合意書に認証をすることもあります。



認証については前回教えてもらったね。文書の成立を公の機関（公正役場）が証明することだったね。

年金分割の合意書を作成し、夫婦で公正役場に行き、公正人の前で署名することになります。認証の場合、手数料は5,500円です。



分割割合は自由に決められるのかな。

0.5という上限がありそれ以内であれば自由に決められるけれど、実際は、0.5としているのがほとんどです。なお、次に紹介する3号分割では0.5の分割割合とすることが法定されています。



3号分割とはどういう分割方法なのかな。

平成20年4月1日以降に、配偶者の一方が、国民年金の第3号被保険者の期間がある場合に行うことができる年金分割です。



第3号被保険者ってなに？

国民年金法第7条第1項で国民年金の被保険者の定めがなされています。厚生年金保険の被保険者（民間の会社員、公務員、学校教職員など）を第2号被保険者といい、第2号被保険者の被扶養配偶者を第3号被保険者といい、これ以外の被保険者（自営業者）を第1号被保険者といいます。



少し難しいね。

そうですね。例えば、夫が会社に勤務していて、妻が専業主婦であった場合に、夫は第2号被保険者、妻は第3号被保険者となります。3号分割とは、被扶養者であった配偶者（前の例だと妻。ただし20歳以上60歳未満の者であることが必要です。）が一人で、年金分割を請求できる制度です（厚生年金法78条の14）。相手方配偶者との合意は不要です。ただ、平成20年4月1日以降に第3号被保険者であった部分に限りますので、それ以前の分につき年金分割をする場合には、その部分につき合意分割をしなければなりません。3号分割は、公正証書や認証をする必要はありません。



年金分割の申請はいつまででもできるのかな。

離婚届出が受理された日の翌日から2年以内に年金事務所に申請しなければなりません。また、離婚後、相手方配偶者が死亡した場合には、その死亡時から1か月以内に申請をする必要があります。この期限は厳守しなければならず、忘れないように、離婚届出が受理されたらすぐに年金事務所に申請の予約をした方がよいと思います。



いろいろと教えてくれてありがとう。参考になったよ。



ユキマサくんは事務所に帰って、まもる先生に報告しました。
まもる先生とユキマサくんは、車に乗って近くの梅の名所の公園に出掛けました。



まもる先生

秋桜日記

～特定行政書士への誘い～

この物語は、特定行政書士に特に興味のない新人行政書士が、特定行政書士の持つ力を実感していく過程を描くものである。

主な登場人物

中島 涼介 (30 歳) 行政書士として業務経験を積んできた開業 3 年目の行政書士

許認可業務や相続業務などを中心に行ってきたため、特定行政書士になる必要性を特に感じていなかった。開業当初から山田先生を師と仰ぎ、業務はもちろん人生についても相談している。

本田 菜 (25 歳) 中島の彼女

山田麻衣とは大学の同級生で、同じ行政法のゼミに所属していた。現在は家業の建設会社を手伝いながら、中島には内緒で行政書士試験に向けて勉強している。

野村 泰久 (33 歳) 中島と同期の行政書士

特定行政書士は仕事にならないから不要だと考えていたが、将来を考えて特定行政書士になることの重要性に目覚めた。

平根 正夫 (43 歳) 山田事務所に所属する新人行政書士

一昨年の行政書士試験に合格し、山田事務所の社員行政書士となった。社会人としての経験をいかし、即戦力として活躍中。現在、山田行政書士法人の支店長。

「昨日はだいぶ飲んだんでしょ？ カラオケなんか歌ったりして、楽しかったでしょうね。」

「えっ？ なんて知ってるの？」

思わず水を吹き出しそうになった。

「だって、麻衣から昨日の動画が送られてきたもの。」

そう言いながらスマートフォンの画面を見せてきた。そこには、野村と肩を組んで熱唱する自分がいた。

麻衣と菜は大学の同級生で、仲良しだったことをすっかり忘れていた。

「いや、それは……」

「大丈夫よ。野村先生の問題について、解決の糸口が見えたってみんなで盛り上がったんでしょ。おめでたいじゃない。でも、今度は私も誘ってちょうだいね。」

そう言いながら少し拗ねた表情をする菜が、いつも以上に可愛く見えた。

軽めの朝ごはんを食べながら、今日のスケジュールを確認した。

「午前中は役所を回って資料を集めないとな。」

独り言を言いながら残りのコーヒーを一気に飲み干した。

先週、中島は旅館業許可の相談を受けていた。年々増えてきた外国人旅行者向けの旅館業を始めたいという相談者も外国人であった。日本に来て5年だという相談者は、日本語が流暢であることはもちろん、メールでの文章もきちんとしていた。

自分が外国に行って仕事をするなんて、中島は想像もしたことがなかった。外国人から入管手続きに関する依頼を受けることが多いが、改めて日本に来る外国人の優秀さとバイタリティーに感心した。

旅館業に使用する建物も、相談者が自分で購入したようだ。古いビルで敷地も狭いが、駅から近い街中の物件である。安いはずがなかった。

中島は、最初に法務局に向かった。そこで、土地と建物の登記簿謄本、公図、地積測量図、建物図面など、取得できるものは全て取得することにした。

建物の住所は教えてもらったものの、法務局では地番が分からないと対象物件が特定できない。地番がそのまま住所の表示となっている場所であればいいが、住居表示が実施されている場所では、住居表示と地番が異なっている。そこで、法務局に置いてあるブルーマップで地番を確認する作業から

第二十二話：～ありがたみ～

「おはよう。朝ですよ。」

恋人の菜の声で起こされた中島は、久しぶりに飲んだ日本酒のせいでベッドから起き上がることができなかった。

「もう、昨日は帰りが遅いから心配したわ。ドアも大きな音で閉めるから、お隣さんに怒られたらどうしようって、ヒヤヒヤしたし。」

山田事務所で野村と話をしたあと、近所の居酒屋に移動し、そこで何度も乾杯したことを思い出した。野村の結婚を祝しての乾杯のはずが、いつの間にか、中島が早く結婚できることを祈っての乾杯になっていた。

「なんだか、昨日は盛り上がったみたいね。」

水の入ったコップをテーブルに置きながら、菜が笑った。

「ああ、あんまり覚えてないけどね。」

みんなの激励ともいえる乾杯コールを思い出しながら、そのことについては、頭がしっかりと冴えているときに切り出すことにして、コップを手にとった。

始めるのが物件調査のスタートである。

中島が調査している建物の地域は、やはり住居表示が実施されていた。地番を確認して、必要なものにチェックをして、窓口申請した。

渡された番号札を持ち、椅子に座って目の前のモニターをぼんやりと見ていると、不意に声を掛けられた。

「中島先生、お久しぶりです。」

少し驚いて振り返ると、山田事務所の平根行政書士がにっこりと微笑んでいた。

「やあ、平根先生、お久しぶりです。」

行政書士が役所に行くと、必ずといっていいほど同業者に会う。そんなとき、お互いに「仕事しているな。」と、ライバル心に火がついて、自分も頑張ろうと、やる気のスイッチが押されるような気がするものだ。

「平根先生は、今日はこっちなんですか？」

山田事務所に所属する平根は、少し前に出身地である隣の県に事務所を移転していた。山田事務所が行政書士法人となったタイミングに合わせて、山田事務所の支店の代表になったのだ。

「ええ。月に一度は山田事務所の本店でミーティングがあるんです。わざわざ来なくてもビデオ会議とかで済ませることもできるんですが、やはり先生たちと直接会って話をすると得るものが大きいですから。先生は調査ですか？」

調査の内容について中島が簡単に説明すると、平根はカバンの中から資料の束を取りだして、そこから一枚の紙を渡してきた。

「これ、ちょうど先月に私が同様の案件を手がけたときにまとめたフロー図です。参考になるかどうか分かりませんが、よかったですらどうぞ。」

そう言って手渡された紙には、旅館業の許可までのスケジュールと、関係する行政窓口、確認すべき事項が要領よくまとめられていた。

「すごい。これ、平根先生が作ったんですか。こんな貴重なもの、頂いていいんですか？」

それは仕事をこなす上での秘密情報である。そこには、様々な情報と経験が詰まっていた。

「ええ。もちろんです。事務所ではいつも、行政書士のノウハウはどんどん共有するべきだ。そうすることで行政書士全体のレベルが上がる。そうすれば自分たちの仕事も増えるんだって、山田先生が仰ってますから。」

初めて受任した業務の場合でも、インターネットを駆使すれば大概の情報は入手することができる。しかし、同じ行政書士の立場で知りたいことは、インターネットには出ていないことが多い。そんなときこそ頼りになるのが仲間である。そのありがたさを中島は噛み締めていた。

「おっと、中島先生の番が来ましたね。それじゃ、私はこれから山田事務所に寄って、地元に戻りますね。では失礼します。」

そう言ってにこやかにお辞儀をして去っていく平根行政書士は、山田事務所にいた頃より、一回りも二回りも大きく、

立派に見えた。

法務局で入手した資料を手に、管轄の建築指導課に向かった。建物にはそれぞれ目的があり、充たすべき基準がある。それを建築の前に確認するのが建築確認である。その内容を資料として提供しているのが、建築指導課である。

窓口の担当者に、建物の場所と登記簿謄本を見せて、この建物の資料が欲しい旨を伝える。一昔前だと、奥の方からぶ厚いファイルを重そうに持ってきて、ペラペラとめくりながら該当物件を探したものだ。それが今では、目の前にあるパソコンの画面を一緒に見ながら、「ああ、これですね。」といった具合にすぐ見つけることができる。

「上下水道の配管図とかも要りますか？」

窓口の担当者が気を利かせて聞いてくれた。そのおかげもあり、必要な書類が一通り揃った。

役所を出てすぐ目の前にコーヒーショップがあった。お昼にはまだ時間があつたため、店内は空いていた。居心地が良さそうなので、すこし休みながら資料を確認することにした。

建物の登記情報や図面、建築確認概要書などを見ながら、足りないものはないかと考えていた。これで何とかかなりそうだと思うながら、平根行政書士からの資料を見てハッとした。

「平面図がない！」

今回の依頼者は、競売で建物を入手したようだ。そのため、本来あるはずの建築時の書類が一切なかった。もちろん建築確認時の平面図もなかった。

『平面図がない場合には、手書きでもいいので現状を図面にする。それを持って、消防署と建築指導課へ！』

平根行政書士がくれた資料には、太字でそう書いてあった。「危なかったー。まずはこれを優先的に手配して準備しよう。」

図面を作るために覚えたCADを使うことで、それなりの図面を作成することはできる。現地を確認しながら、メジャーで寸法を測って図面を作り、それを内装業者や建築士と共有して、改装計画を立ててもらえばいい。

行政書士は書類を作成することはもちろん、図面を作成することもある。依頼者だけでなく、関係する様々な業者と協力することも必要だ。まだまだ自分の知らない世界があるし、経験していない業務もたくさんある。そう考えながら、中島はワクワクした。

そのとき、テーブルの上のスマートフォンが震えながら光った。

野村からのメッセージだった。

『そろそろ特定行政書士の試験だけど、準備オッケー？』

迫り来る試験に向けて勉強不足だったことを思い出し、中島は慌てて街に飛び出した。

行政書士達の奮闘は続く。



7日

火

登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(65件)
- (2) その他

15日

水

正副会長会**【協議事項】**

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) その他

常任理事会(～16日)**【合議事項】**

- (1) 理事会の議案等について
- (2) 「外国人の在留の公正な管理に係る協議会の設置に関する協定書」の締結について
- (3) 「太陽光発電設備のリサイクル制度のあり方について(案)」に対する意見募集について
- (4) 石川県知事への要望書について
- (5) 文書の閲覧・写しの交付申請について
- (6) 個人番号に係る会則改正について
- (7) (一社)外国人留学生高等教育協会からの後援名義使用許可の依頼について
- (8) 行政書士による戸籍法の改正(戸籍への振り仮名記載)に伴う問合せ等への対応支援について

16日

木

理事会**【議案】**

- 第1号議案 解説 行政書士職務基本規則(案)について
- 第2号議案 行政書士会補助者規則(準則)の一部改正(案)
- 第3号議案 日本行政書士会連合会大規模災害等の対策に関する規則の一部改正(案)
- 第4号議案 日本行政書士会連合会改正行政書士法対応委員会規則の一部改正(案)
- 第5号議案 大韓行政士会と日本行政書士会連合会の相互交流に関する協定の締結について
- 第6号議案 日本行政書士会連合会事務局職員育児・介護休業等規則の一部改正(案)

法改正推進本部**【協議事項】**

- (1) 行政書士法改正の推進について
- (2) その他

17日

金

新年賀詞交歓会

21日

火

許認可業務部**社労税務・生活衛生部門会議****【協議事項】**

- (1) 次年度事業計画・予算案について
- (2) 単位会からの照会について
- (3) 省庁等訪問について
- (4) 福祉関係のBCPIについて
- (5) (公財)医療機器センターとの面談について
- (6) その他

登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(84件)
- (2) その他

23日

木

許認可業務部 建設・環境部門会議

【協議事項】

- (1) 建設業セミナー2025について
- (2) 全国担当者会議について
- (3) 次年度事業計画・報告、予算について
- (4) 書籍事業について
- (5) その他

28日

火

法教育推進委員会

【協議事項】

- (1) 次年度事業計画案について
- (2) 申請取次関係研修について
- (3) 入管庁との意見交換について
- (4) その他

国際・企業経営業務部会議(～29日)

【協議事項】

- (1) 次年度事業計画及び予算の策定について
- (2) 各部門における事業の取組及び事業報告について
- (3) その他

27日

月

申請取次行政書士管理委員会(～28日)

【協議事項】

- (1) 次年度事業計画案について
- (2) 申請取次関係研修について
- (3) 入管庁との意見交換について
- (4) 異議申立手続規則の見直しについて
- (5) その他

30日

木

ADR推進本部会議

【協議事項】

- (1) 次年度事業計画案・予算案の策定について
- (2) その他

登録委員会からのお知らせ

行政書士業務を廃止される方へ

行政書士は、その業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を經由して日本行政書士会連合会に届出なければならないとされています（行政書士法施行規則第12条）。

また、その手続は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなっており、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日とすることとしています（行政書士登録事務取扱規則第24条の4）。

行政書士業務の廃止を予定されている方は、廃止予定日が決まった場合、事前に所属の行政書士会に御連絡いただき、所属の行政書士会の案内に従い、その旨を届出いただきますようお願いいたします。なお、廃止予定日を月末とされる場合は、必ず当該月内に届出書が所属の行政書士会から日本行政書士会連合会に到達することが条件となりますので、所属の行政書士会に手続日程等を御確認の上、お手続きください。

※廃業を予定する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合、上記規定により抹消日が翌月となるため、所属の行政書士会において翌月分の会費が発生する場合がありますので十分に御留意ください。



コスモスの業務管理とは

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター

常任理事 業務管理委員長 岡部 享



現在、多くのコスモス会員が、成年後見制度を利用する本人を支援するため成年後見人等に選任されています。成年後見制度を利用する本人が適切な支援を受け、安定した生活を送るために会員が果たす役割の重要性は非常に高く、コスモスにおける業務管理の意義は極めて大きいと言えます。

当法人における業務管理は、専門職後見人指導監督事業の柱の一つであり、法人の存在意義そのものとも言えるものです。令和5年4月に一般社団法人から公益社団法人に移行したことにより大きく次の一步を踏み出したところです。その意図するところは会員である行政書士・行政書士法人の共益ではなく、法人として社会全体の利益（公益）に資するという高い志を掲げ、専門職後見人指導監督事業の業務管理を通じて不正を防止し、社会に寄与することではないかと考えます。

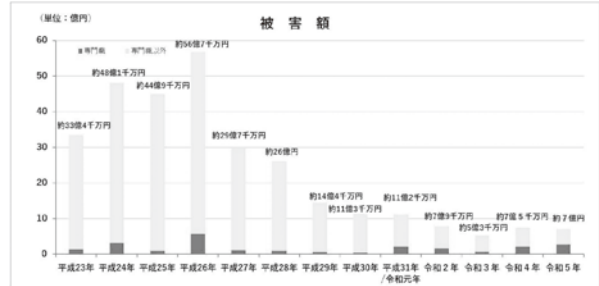
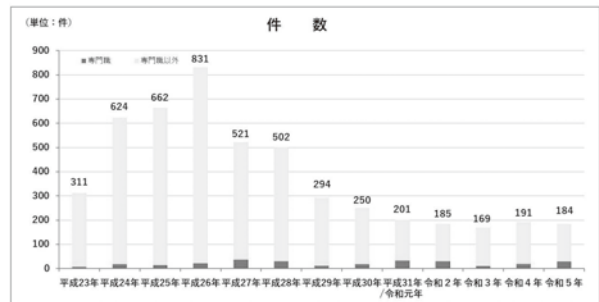
成年後見制度における財産管理業務は、成年後見人等が行う事務のうちの一つであり、本人の生活安全を守る重要な役割を担っています。

しかし、本人の権利擁護を行うべき後見人等が立場を利用し本人財産を侵害する不正行為が発生していることも事実であり、最高裁判所事務総局家庭局実情調査の「後見人等による不正事例」【図】によると、平成26年に不正件数がピークとなり、831件・被害総額約56億7千万円（うち、専門職によるものは22件で約5億6千万円）に上りました。その後、後見制度支援信託等の対策が講じられたことで減少傾向にありますが、令和5年には依然として不正件数が184件・被害総額約7億円（うち、専門職によるものは29件で約2億7千万円）とされており、特に専門職による不正

が発生した場合は被害額が高額になる傾向にあります。各専門職団体は不正防止の徹底に取り組むことが社会的責務となっています。

【図】

後見人等による不正事例（最高裁判所事務総局家庭局実情調査）



(参考) 専門職の内数

年度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
件数	6件	18件	14件	22件	37件	30件	11件
被害額	約1億3千万円	約3億1千万円	約9千万円	約5億6千万円	約1億1千万円	約9千万円	約5千万円

年度	平成30年	平成31年/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件数	18件	32件	30件	9件	26件	29件
被害額	約5千万円	約2億円	約1億5千万円	約7千万円	約2億1千万円	約2億7千万円

※ 各年の1月から12月までの間に、家庭裁判所から不正事例に対する一連の対応を終えたものとして報告された数値であり、不正行為そのものが当該年に行われたものではない。
 ※ 平成23年10月及び平成24年4月に報告対象事件の定義を変更しているため、単純な年別比較はできない。
 ※ 数値はいずれも概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

この不正防止を徹底するため、コスモスの業務管理は定款・規則により会員に対し、受任している全ての後見等事件について、3か月に一度の受任件数報告で受任している件数の報告、受任した際は受任報告で登記事項証明書や財産目録等の提出、3か月に一度の定期報告では後見事務経過記録・現金出納帳・通帳の

写し等の提出を義務付けており、後見等事件終了後の残余財産の引き渡し完了するまで報告内容の精査は続けられます。

会員から報告された業務報告は業務管理委員が1件1件通帳と現金出納帳の照合等の内容の精査を行い、不備があれば会員へ連絡・再提出等を促し指導監督が行われます。

任意後見については上記と同様ですが、加えて、任意後見契約締結前に契約案の提出を求めコスモスに対する報告条項等の欠落がないかをチェックし契約案の承認をしています。

他の専門職団体においても業務管理は行っているところですが、とりわけコスモスの業務管理は報告頻度と内容において格段に厳しい定めとなっています。

この厳しい業務管理の定めによって不正の発生を未然に防ぐことを目指しています。その反面、コスモスに入会すると業務報告が大変だと言われるゆえんであるところですが、このようなチェック体制は利用者本人にとってみれば安心安全につながることであり、また会員にとっても業務管理委員から指摘や質問を受けたことによる気付きがあるのではないのでしょうか。業務管理を通じて会員自身が自分の業務を振り返る契機にもなり、結果的に不正防止と業務の質の向上に寄与すると思われま

業務管理はコスモス設立当初から行われ、以前は業務報告を紙で提出する方法を執っていましたが、受任件数の増加に伴い保管場所等管理上の問題や会員の負担軽減のためもあり、平成31年1月にオンライン報告の仕組みを導入しました。

現在ではおおよそ9割がオンラインからの業務報告であり、年々その利用率は増加していますが、現時点で全会員がオンライン報告に移行しているわけではなく、一部では従来の紙媒体による報告が継続されています。これを完全オンライン化へと移行するには更なる時間が必要です。

現在の業務管理委員は29名の委員に加え、業務管理参与として、弁護士1名、司法書士2名を擁する体制で組織しています。

各委員は、会員からオンラインで提出された報告書を確認する作業を担当しており、月に4～5回開催される委員会においてリモート形式にて実施しています。このリモートでの確認方法は、コロナウィルスの

影響により開始したのですが、全国の業務管理委員が地理的制約を克服するための重要な手法として定着しています。一方で、郵送で提出された報告書については、本部近隣の委員が月に2回程度集まり、確認作業を行っています。これらの体制を通じて、年間累計16,695件の報告書が確認されています。

また、任意後見契約の事前報告の確認については月ごとに担当班を編成し、年間で304件の確認を行いました。

さらに、業務管理委員長及び副委員長は、業務管理参与と定期的に会議を開催しています。この会議では業務管理の方法や改善案、個人情報保護及び漏えい対策等、組織全体の運営に関わるような課題についても意見を交わしています。この会議は業務管理の今後の方向性を示し、組織の発展を支える重要な役割を果たしています。

今後の希望を含めた展望としては会員の受任件数は増加の一途をたどっていることから、業務管理委員の負担は相当なものであり、将来的にはAI等を導入し効率化を図りたいところであります。

現在オンライン化はされていますが、それは書面をPDFデータ等にして報告しているだけであって、単なるデジタル化の状態です。これらをIT化し業務プロセスや手動作業をIT技術を使ったシステムで自動化・合理化することができれば、更に会員や業務管理委員の負担軽減につながるころですが、コストや技術的課題を克服する必要があるためハードルは高いと思われま

成年後見制度は現在、法制審議会民法部会（成年後見等関係）で代理・代行的な意思決定から意思決定支援への移行や三類型の一元化・スポット利用等が検討されるなど大きな変化の時期を迎えています。

コスモスもこうした変化に柔軟に対応し、既存の業務管理を更に改善するとともに、成年後見制度利用者損害見舞金制度（仮称）の早期発足を目指します。不正防止と社会貢献を追求しながら、業務管理の質の更なる向上に努めてまいります。

2025年5月26日 改正戸籍法施行

戸籍にフリガナが記載されます

2025年
5月以降

本籍地の市区町村から
戸籍に記載される予定の氏名の
フリガナの通知が届きます

Point

通知されたフリガナをまず確認！

➡ 誤っている場合は届出をしてください

マイナポータルでオンライン届出ができます



2026年
5月以降

通知されたフリガナが
戸籍に記載されます

正しいフリガナが通知された
場合は、届出をしなくても、
戸籍に記載されるから安心!!



【詐欺にご注意ください】

フリガナの届出に手数料はかかりません。
届出をしなくても罰則はありません。

戸籍制度
マスコットキャラクター
コセキツネ

フリガナのルールができます
詳しくはこちら→



法務省
MINISTRY OF JUSTICE

さあ!

特定行政書士に なろう



行政書士法改正(平成26年12月27日施行)により、
日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した行政書士(特定行政書士)は、
行政不服申立てに係る手続きの代理が行えることとなりました。

行政書士証票に「**特定行政書士**」が付記され、
特定行政書士専用の徽章を購入することができます。

【申込期間】 2025年4月1日(火)～6月20日(金)

【受講期間】 2025年8月1日(金)～9月15日(月・祝)

中央研修所研修サイトを利用したeラーニング方式で実施いたします。
PC・スマホ等(※)があれば自宅からいつでも講義を受講することができます。

【考査日】 2025年10月19日(日)

(単位会が指定する考査会場にて全国一斉で開催いたします。)

【講義科目】 行政法総論、行政手続制度概説、行政手続法の論点、
行政不服審査制度概説、行政不服審査法の論点、
行政事件訴訟法の論点、要件事実・事実認定論、
特定行政書士の倫理、総まとめ(予定)

※一部サポート対象外となるブラウザ・機能がございます。
あらかじめ中央研修所研修サイトの利用確認をお願いいたします。

「プレ研修」は中央研修所研修サイトで公開中!

詳細は「月刊日本行政」3～6月各号に掲載の「令和7年度特定行政書士法定研修募集要項」または下記QRコードより会員専用サイト「連con」内、「特定行政書士法定研修」をご覧ください(事前にログインの上、読み取ってください)。



日本行政書士会連合会

会員の動き

登録者数 (令和7年1月末日現在)

合計	53,057名			
内 訳	男	44,190名	女	8,867名
個人事務所開業	男	41,485名	女	7,900名
行政書士法人社員	男	2,006名	女	413名
個人使用人行政書士	男	348名	女	265名
法人使用人行政書士	男	351名	女	289名

法人会員 (令和7年1月末日現在)

法人会員数	1,468
法人事務所数	1,750
主たる事務所数 (行政書士法人数)	1,263
従たる事務所数	487

異動状況 (令和7年1月中の処理件数)

新規登録	合計	163名	
	内 訳	男 125名	女 38名
登録抹消	合計	149名	
	内 訳	男 123名	女 26名
抹消内訳	廃業	121名	
	死亡	27名	
	その他	1名	

御協力のお願い ~日本行政を正確・迅速にお届けするために~

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合には、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される変更登録申請の処理結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合わせください。

- 発送停止期間中のバックナンバーを希望される場合、在庫管理上、直近発行号を含み最長6か月までとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

広報部員のひとり言

from EDITORS (益子)

早いものでもう年度末です。この時期思い起こされるのはやはり14年前の東日本大震災でしょう。昨年1月の能登半島地震も記憶に新しいところです。被災地域の日も早い復興をお祈りいたします。

多くの単位会や支部で自治体と災害時協定を締結したというニュースをよく目にするようになりました。私が所属する支部も2年前に区と災害時協定を締結しました。その締結に向けていくつかの単位会が発行している報告書を調べたところ、災害発生時の会員の安否確認に苦労されたという話が気になりました。そこで昨年度から支部で安否確認訓練を実施して風水害や大震災発災時に避難所等での「り災証明書」発行手続のサポートや無料相談に応じることのできる支部会員を迅速に把握できる仕組みを作っています。

訓練の内容は簡単なもので、実施日の決められた時間内に支部会員が二つ以上の方法で支部に安否の連絡を入れるというのですが、実際にやってみると想定していなかった課題が見つかるなど、まさに「訓練」としては一定の成果を得られたのではないかと思います。

月刊 日本行政 3月号

第628号 令和7年2月25日発行

発行人 常住 豊
 発行所 日本行政書士会連合会
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門四丁目
 1番28号
 虎ノ門タワーズオフィス10階
 TEL 03-6435-7330
 FAX 03-6435-7331
 製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 相羽 利子
 次長 鷗沼 理人
 部長 成田真利子
 大門 則亮
 益子 光宣
 吉田 明浩
 中嶋 章雄



月刊 日本行政 3月号

令和7年2月25日発行(毎月1回)

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：常住 豊

編集人：相羽 利子

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階